

|                 |
|-----------------|
| 平成30年2月19日      |
| 連絡先             |
| 総務部             |
| 財政課             |
| 電話 059-224-2119 |

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第5条の規定により平成30年定例会(2月)に係る予算に関する補助金等に係る資料を公表します。  
 なお、見込みであるため交付決定とは異なる可能性があります。

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目 |       |         |        |
|----|-------------------|-------------------------------------|--------------------|---|--|---|----------|------|-------|---------|--------|
|    |                   |                                     |                    |   |  |   |          | 款    | 項     | 目       | 事業名    |
| 1  | 生活衛生営業指導センター補助金   | 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター<br>津市烏居町251-5 | 19,302<br>(H30.10) | 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターが行う、生活衛生関係営業に関する施設の衛生維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導等の事務にかかる経費について補助する。 | (目的・理由)<br>県内生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、公衆衛生の確保を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>県内全域の生活衛生水準の維持向上、公衆衛生の確保を図るものであり、社会的効用性を発生させるものとして、公益性がある。             | 食品安全課    | 衛生費  | 環境衛生費 | 環境衛生指導費 | 生営法施行費 |
| 2  | 感染症指定医療機関運営事業費補助金 | 日本赤十字社<br>東京都港区芝大門1-1-3             | 12,344<br>(未定)     | 感染症法に基づく感染症指定医療機関の病床運営に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>感染症指定医療機関の円滑な感染症病床運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱           | シビルミニマム<br>県民の生活に危険を与える感染症の予防及び感染症の患者に対する医療を確保するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 薬務感染症対策課 | 同上   | 公衆衛生費 | 予防費     | 防疫対策費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所                           | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名               | 支出科目 |           |                 |                                   |
|----|--|---|-----------------|--|--|---|---------------------|------|-----------|-----------------|-----------------------------------|
|    |  |   |                 |  |  |   |                     | 款    | 項         | 目               | 事業名                               |
| 3  | みえライフイン<br>ベーション総合特<br>区医療情報利活<br>用推進事業費補<br>助金                      | 国立大学法人三<br>重大学医学部附<br>属病院<br>津市江戸橋2-174 | 17,000<br>(未定)  | 患者等の医療情報を統合し構築した医療情報データベースについて、情報セキュリティの強化に必要な経費に対して補助する。              | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、大規模災害に備えた医療情報の維持・保全機能の強化を図る必要がある。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                     | シビルミニマム<br>統合型医療情報データベースの情報セキュリティ強化により、医療情報の維持・保全機能の強化を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。            | ライフイン<br>ベーション<br>課 | 衛生費  | 医薬費       | 薬務費             | みえライフイン<br>ベーション総<br>合特区推進<br>事業費 |
| 4  | 生活困窮者就労<br>準備支援事業費<br>等(日常生活自<br>立支援事業・福<br>祉サービス利用<br>援助等事業)補<br>助金 | 社会福祉法人三<br>重県社会福祉協<br>議会<br>津市桜橋2-131   | 181,327<br>(未定) | 判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者等が安心して暮らしていけるよう、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用援助等を支援する。 | (目的・理由)<br>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行い、その者の権利擁護に資する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>判断能力が不十分な方が自立して地域で生活できるよう福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その方の権利擁護を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域福祉<br>課           | 民生費  | 社会福<br>祉費 | 社会福<br>祉総務<br>費 | 福祉サービス<br>利用支援事<br>業費             |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |              |
|----|-------------------------|--------------------------------|-------------------|--|---|---|-------|------|-------|---------|--------------|
|    |                         |                                |                   |  |   |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名          |
| 5  | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 | 独立行政法人福祉医療機構<br>東京都港区虎ノ門4-3-13 | 328,649<br>(未定)   | 県内社会福祉施設等の被共済職員が退職したときに、機構が支給する退職手当金の一部について補助する。 | (目的・理由)<br>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に要する経費を補助することにより、社会福祉施設職員等の処遇向上を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱               | シビルミニマム<br>社会福祉施設職員等の退職手当の一部を補助することにより、職員の処遇向上に資するものであり公益性がある。                    | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 福祉人材確保対策費    |
| 6  | 福祉活動指導員設置費補助金           | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2-131  | 38,000<br>(H31.1) | 三重県社会福祉協議会の福祉活動指導員の人件費に対して助成する。                  | (目的・理由)<br>三重県社会福祉協議会の活動の強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進する。「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け厚生省社会・援護局長通知)<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>三重県社会福祉協議会の活動を強化することにより、民間社会福祉活動の充実、発展を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 民間福祉団体等協働事業費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                                  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |                            |
|----|--------------------------|-----------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--|--|-------|------|-------|---------|----------------------------|
|    |                          |                                   |                   |                                       |  |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名                        |
| 7  | 社会福祉研修センター事業費補助金         | 社会福祉法人三重県社会福祉協議会<br>津市桜橋2-131     | 10,007<br>(H31.1) | 三重県社会福祉協議会が実施する社会福祉研修センターの事業に対して補助する。 | (目的・理由)<br>社会福祉施設職員の資質向上を図り、社会福祉事業全体の質の向上を目的とする。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                    | 外部(不)経済<br>三重県社会福祉協議会が研修事業を実施することにより、社会福祉施設職員の資質向上が図られ、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。                                   | 地域福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 社会福祉総務費 | 福祉人材養成事業費                  |
| 8  | 三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金 | 近畿日本鉄道株式会社<br>大阪府大阪市天王寺区上本町6-1-55 | 68,502<br>(未定)    | 鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化に要する経費の一部を補助する。     | (目的・理由)<br>公共交通機関を利用する際に、だれもが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>だれもが安全で自由に移動できるよう、駅舎の段差解消、内方線整備等のバリアフリー化を支援することは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり総合推進事業 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|-------------------|-------------------------------|-----------------|--|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |                   |                               |                 |  |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 9  | 地域医療介護総合確保基金事業補助金 | 未定<br>(県内市町、社会福祉法人等)          | 未定<br>(未定)      | 地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備等及び開設に係る準備経費や、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護改修等に係る経費を助成する。 | (目的・理由)<br>将来のニーズを踏まえた介護基盤の整備と、施設開設時からの安定した質の高いサービス提供体制を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>入所が必要な高齢者が円滑に入所できるよう施設整備を推進することや、入所施設が施設開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 介護基盤整備関係事業費  |
| 10 | 軽費老人ホーム運営費補助金     | 社会福祉法人青山里会<br>四日市市山田町5500-1   | 163,512<br>(未定) | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。                                | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                               | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。       | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 11 | 同上                | 社会福祉法人聖フランシスコ会<br>津市安濃町妙法寺892 | 70,275<br>(未定)  | 同上   | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|---------------|------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |               |                              |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 12 | 軽費老人ホーム運営費補助金 | 社会福祉法人鈴の音会<br>松阪市鎌田町284-1    | 65,266<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 13 | 同上            | 社会福祉法人長茂会<br>尾鷲市大字南浦4587-4   | 80,010<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 14 | 同上            | 医療法人康誠会員弁郡東員町穴太2400          | 10,410<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 15 | 同上            | 社会福祉法人ユートピア<br>四日市市久保田2-12-8 | 28,949<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 16 | 同上            | 社会福祉法人英水会<br>四日市市鶉の森1-4-3    | 30,973<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|-------------------|---------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |                   |                                 |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 17 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人鈴鹿聖十字会<br>三重郡菟野町宿野1433-74 | 21,817<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 18 | 同上                | 医療法人社団川越伊藤医院<br>三重郡川越町豊田299-1   | 19,923<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 19 | 同上                | 社会福祉法人伊勢湾福祉会<br>鈴鹿市南若松町字南新田1    | 23,516<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 20 | 同上                | 社会福祉法人陽光会<br>鈴鹿市神戸3-17-32       | 34,213<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 21 | 同上                | 社会福祉法人博愛会<br>鈴鹿市平田1-3-15        | 34,634<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|---------------|------------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |               |                                    |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 22 | 軽費老人ホーム運営費補助金 | 社会福祉法人三重ベタニヤ<br>津市豊が丘5-47-10       | 28,036<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 23 | 同上            | 社会福祉法人高田福祉事業協会<br>津市大里野田町字宮下1124-1 | 14,928<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 24 | 同上            | 社会福祉法人洗心福祉会<br>津市本町26-13           | 10,740<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 25 | 同上            | 社会福祉法人正寿会<br>津市戸木町4187             | 16,744<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 26 | 同上            | 社会福祉法人アイ・ティ・オー福祉会<br>津市河芸町一色39-1   | 31,101<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |



第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                          | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名     | 支出科目 |           |           |                      |
|----|-------------------|--|-----------------|---|--|--|-----------|------|-----------|-----------|----------------------|
|    |                   |  |                 |   |  |  |           | 款    | 項         | 目         | 事業名                  |
| 27 | 軽費老人ホーム<br>運営費補助金 | 社会福祉法人い<br>ろどり福祉会<br>津市芸濃町椋本<br>3805-2 | 14,254<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケ<br>アハウス)の運営に必要な<br>経費に対して補助金を交<br>付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定<br>的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金<br>等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所<br>得者が入居できる施設で<br>あり、軽費老人ホームの<br>安定的な施設運営を図<br>ることは、最低限度の生<br>活環境基準を確保する<br>ために必要であり、県民<br>の健康的な生活のため<br>の環境整備として公益性<br>がある。 | 長寿介護<br>課 | 民生費  | 社会福<br>祉費 | 老人福<br>祉費 | 高齢者在宅<br>生活支援事<br>業費 |
| 28 | 同上                | 社会福祉法人聖ヨ<br>ゼフ会松阪<br>松阪市小阿坂町<br>1988-6 | 30,872<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上   | 同上        | 同上        | 同上                   |
| 29 | 同上                | 社会福祉法人神<br>戸福祉会<br>松阪市下村町<br>2476      | 32,225<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上   | 同上        | 同上        | 同上                   |
| 30 | 同上                | 社会福祉法人太<br>陽の里<br>松阪市若葉町80-<br>5       | 63,293<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上   | 同上        | 同上        | 同上                   |
| 31 | 同上                | 社会福祉法人賀<br>集会<br>伊勢市宇治浦田<br>3-23-15    | 14,951<br>(未定)  | 同上  | 同上   | 同上   | 同上        | 同上   | 同上        | 同上        | 同上                   |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |              |
|----|---------------|-----------------------------------|-----------------|---|--|--|-------|------|-------|-------|--------------|
|    |               |                                   |                 |   |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 32 | 軽費老人ホーム運営費補助金 | 社会福祉法人三重豊生会<br>度会郡度会町大野木2945-2    | 34,475<br>(未定)  | 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)の運営に必要な経費に対して補助金を交付する。 | (目的・理由)<br>軽費老人ホームの安定的な施設運営を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>軽費老人ホームは低所得者が入居できる施設であり、軽費老人ホームの安定的な施設運営を図ることは、最低限度の生活環境基準を確保するために必要であり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課 | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費 | 高齢者在宅生活支援事業費 |
| 33 | 同上            | 社会福祉法人恵成会<br>伊賀市高畑字深田784-2        | 30,031<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 34 | 同上            | 社会福祉法人グリーンセンター福祉会<br>伊賀市ゆめが丘2-1-3 | 27,334<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 35 | 同上            | 社会福祉法人こもはら福祉会<br>名張市西田原2000       | 34,171<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |
| 36 | 同上            | 社会福祉法人菊寿会<br>北牟婁郡紀北町矢口浦842        | 10,982<br>(未定)  | 同上                                      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所   | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                            | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |             |
|----|----------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|--|--|--------|------|-------|---------|-------------|
|    |                |                 |                 |                                 |  |  |        | 款    | 項     | 目       | 事業名         |
| 37 | 老人保健福祉施設整備費補助金 | 未定<br>(社会福祉法人等) | 未定<br>(未定)      | 特別養護老人ホーム等の整備に係る経費を助成する。        | (目的・理由)<br>必要な介護基盤を整備する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>在宅での生活が困難で施設サービスを希望する高齢者が円滑に入所できるよう施設整備を推進することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 長寿介護課  | 民生費  | 社会福祉費 | 老人福祉費   | 介護基盤整備関係事業費 |
| 38 | 障害者施設整備事業費補助金  | 未定<br>(社会福祉法人等) | 未定<br>(未定)      | 障がい児・者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する障がい児・者施設等の施設及び設備の整備に要する経費を助成することにより、障がい福祉サービスの基盤の充実等を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>障がいのある方が、必要な福祉サービスを受けられる基盤を整備することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。              | 障がい福祉課 | 同上   | 同上    | 障がい者福祉費 | 地域生活移行推進事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容                                      | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |               |
|----|-----------------|---------------------------------|--------------------|---|--|---|--------|------|-------|---------|---------------|
|    |                 |                                 |                    |   |  |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 39 | 点字図書館運営事業費補助金   | 社会福祉法人伊賀市社会事業協会<br>伊賀市朝屋739-2   | 26,452<br>(H30.10) | 社会福祉法人等が設置する点字図書館の運営にかかる経費を補助する。          | (目的・理由)<br>点字・録音図書の貸出や閲覧等を通じて視覚障がい者が必要な情報を入手できるように支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>視覚障がい者や支援者等が必要とする情報を入手できる環境を整え、障がい者の社会参加を促進することは、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。             | 障がい福祉課 | 民生費  | 社会福祉費 | 障がい者福祉費 | 障がい者社会活動推進事業費 |
| 40 | 障がい者スポーツ推進事業補助金 | 社会福祉法人三重県厚生事業団<br>津市一身田大古曾670-2 | 37,173<br>(H30.4)  | 社会福祉法人等が実施する障がい者スポーツの人材育成を支援する経費に対して補助する。 | (目的・理由)<br>全国障害者スポーツ大会や東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を推進できるよう支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>障がい者スポーツの推進は、障がい者がスポーツをきっかけとして自立と社会参加を果たし、障がい者福祉の向上に資するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額<br>(予定時期)      | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |           |              |
|----|----------------|-----------------------------|----------------------|---|---|---|-------|------|-------|-----------|--------------|
|    |                |                             |                      |   |   |   |       | 款    | 項     | 目         | 事業名          |
| 41 | 福祉医療費助成制度推進交付金 | 公益社団法人三重県医師会<br>津市桜橋2-191-4 | 40,417<br>(H30.6)    | 福祉医療費助成制度や医療保険制度に関し医師会が実施する周知活動、医療の質を確保するための医師の研修、地域住民を対象とした健康教育等の経費について交付する。 | (目的・理由)<br>福祉医療費助成事業対象者の健康の保持増進を図るとともに、福祉医療費助成事業の円滑な実施を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医師会への助成により、福祉医療費助成制度の円滑な運用を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。   | 医務国保課 | 民生費  | 社会福祉費 | 国民健康保険指導費 | 福祉医療対策費      |
| 42 | 障がい者医療費補助金     | 未定<br>(県内市町)                | 2,167,408<br>(H30.6) | 市町が障がい者に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。                                      | (目的・理由)<br>障がい者が必要な医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱         | シビルミニマム<br>医療費を助成することにより、障がい者の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 同上    | 同上   | 同上    | 障がい者福祉費   | 障がい児(者)医療対策費 |
| 43 | 子ども医療費補助金      | 未定<br>(県内市町)                | 2,231,344<br>(H30.6) | 市町が子どもに対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。                                       | (目的・理由)<br>次世代育成の重要性から子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが医療を受けられる環境を整える。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 医務国保課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費   | 子ども医療対策費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                               | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |         |
|----|---------------------------------------|--------------------------|--------------------|--|--|--|-------|------|-------|-------|---------|
|    |                                       |                          |                    |  |  |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名     |
| 44 | 一人親家庭等医療費補助金                          | 未定<br>(県内市町)             | 453,951<br>(H30.6) | 市町が一人親家庭等に対して実施する医療費助成事業を支援し、その費用の一部を補助する。                         | (目的・理由)<br>一人親家庭等の医療を受けられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                       | シビルミニマム<br>医療費を助成することにより、一人親家庭等の経済的負担の軽減を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。               | 医務国保課 | 民生費  | 児童福祉費 | 母子福祉費 | 母子医療対策費 |
| 45 | 医療施設施設整備補助金<br>(医療施設近代化施設整備事業)        | 水沢病院<br>四日市市水沢町<br>638-3 | 24,517<br>(未定)     | 医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善および患者サービスの向上等につながる整備に必要な費用の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>医療機関の経営の安定化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム<br>医療機関の経営安定化に資する事業を支援することにより、地域における医療提供体制の確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備としての公益性がある。 | 同上    | 衛生費  | 医薬費   | 医務費   | 地域医療対策費 |
| 46 | 医療施設施設整備補助金<br>(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業) | 未定<br>(病院および有床診療所)       | 未定<br>(未定)         | 病院や有床診療所におけるスプリンクラー施設、自動火災報知設備、火災通報装置の整備に必要な費用の一部を補助する。            | (目的・理由)<br>患者が安全・安心に医療機関に入院することができるよう、火災発生時に初期消火を行うためのスプリンクラー等の設置を推進する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>医療機関の防火対策を支援することにより、火災発生時における患者の安全確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。        | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                               | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |          |             |
|----|---------------------------------------|------------------------------|-----------------|--|---|---|---------|------|-------|----------|-------------|
|    |                                       |                              |                 |  |   |   |         | 款    | 項     | 目        | 事業名         |
| 47 | 院内感染対策施設設備整備事業補助金                     | 岡波総合病院<br>伊賀市上野桑町<br>1734    | 76,428<br>(未定)  | 医療機関において院内感染に適切に対応するために行う、病室の個室化および個室の空調設備の整備に必要な費用の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>病室の個室化および個室の空調設備の整備を促進し、院内感染の拡大防止を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱             | シビルミニマム<br>医療機関の院内感染対策を支援することにより、院内感染の拡大を防止し、患者の安全確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。            | 医務国保課   | 衛生費  | 医薬費   | 医務費      | 地域医療対策費     |
| 48 | 公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金                  | 公立大学法人三重県立看護大学<br>津市夢が丘1-1-1 | 714,163<br>(未定) | 公立大学法人三重県立看護大学の運営費を交付する。   | (目的・理由)<br>公立大学法人三重県立看護大学の経営の安定化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                         | 外部(不)経済<br>看護職員の育成および教育を行う大学の運営に要する経費を交付することにより、県内外の医療機関における看護職員の充実を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上    | 医療従事者養成費 | 公立大学法人関係事業費 |
| 49 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(周産期母子医療センター運営事業) | 日本赤十字社<br>東京都港区芝大門1-1-3      | 44,551<br>(未定)  | ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を実施するため、新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等を整備する周産期母子医療センターの運営経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>センターの運営を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                      | 地域医療推進課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費  | 小児医療対策費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                             | 補助事業者等の氏名及び住所                            | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |         |
|----|-------------------------------------|--|-----------------|--|--|--|---------|------|-------|---------|---------|
|    |                                     |  |                 |  |  |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 50 | 同上                                  | 地方独立行政法人三重県立総合医療センター<br>四日市市大字日永5450-132 | 17,516<br>(未定)  | ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を実施するため、新生児集中治療管理室(NICU)、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)等を整備する周産期母子医療センターの運営経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療等を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱        | シビルミニマムセンターの運営を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 小児医療対策費 |
| 51 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(周産期医療施設設備整備事業) | 未定<br>(医療機関)                             | 20,929<br>(未定)  | 出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度で専門的な医療に対応する周産期母子医療センターの機能をより強化するため、周産期母子医療センターの設備整備費用の一部を補助する。                        | (目的・理由)<br>ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、ハイリスク新生児の集中治療に係る機能強化等を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム設備整備を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。    | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                                | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |         |
|----|--|--------------------------------|-----------------|---|---|--|---------|------|-------|---------|---------|
|    |  |                                |                 |   |   |  |         | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 52 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金<br>(地域療育支援施設運営事業) | 独立行政法人国立病院機構三重病院<br>津市大里窪田町357 | 31,980<br>(未定)  | 新生児集中治療管理室(NICU)等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設を運営する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>NICU等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設の運営を支援し、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム療育支援施設の運営を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 小児医療対策費 |
| 53 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金<br>(地域療育支援施設整備事業) | 同上                             | 10,080<br>(未定)  | 新生児集中治療管理室(NICU)等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設を整備する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>NICU等に長期入院している小児が在宅療養等に移行するための中間施設である地域療育支援施設の整備を支援し、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム施設整備を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。      | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                             | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |         |
|----|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------|---|--|---|---------|------|-------|---------|---------|
|    |                                     |                                 |                 |   |  |   |         | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 54 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(日中一時支援事業)      | 独立行政法人国立病院機構三重病院<br>津市大里窪田町357  | 24,090<br>(未定)  | 新生児集中治療管理室(NICU)等長期入院時の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時的支援に要する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>NICU等長期入院時の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時的支援を行い、周産期医療体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>日中一時支援事業を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。       | 地域医療推進課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 公衆衛生総務費 | 小児医療対策費 |
| 55 | 小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金(小児在宅医療・福祉連携事業) | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2-174 | 16,590<br>(未定)  | 地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備に取り組む事業へ補助する。                                  | (目的・理由)<br>地域の小児在宅医療・福祉連携体制の整備の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                               | シビルミニマム<br>連携事業を支援することにより、周産期医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。           | 同上      | 同上   | 同上    | 同上      | 同上      |
| 56 | パディ・ホスピタル・システム実施事業補助金               | 伊勢赤十字病院<br>伊勢市船江1-472-1         | 11,250<br>(未定)  | 医師の確保が困難な地域に対しての医師派遣を推進するため、医師派遣にかかる経費を補助する。                      | (目的・理由)<br>医師の確保が困難な地域の医療を確保する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                     | シビルミニマム<br>医師派遣に要する経費を補助することにより、医師の確保が困難な地域の医療の確保を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 医薬費   | 医務費     | 地域医療対策費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所                        | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |     |     |         |
|----|----------------|--------------------------------------|-----------------|--|---|--|---------|------|-----|-----|---------|
|    |                |                                      |                 |  |   |  |         | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 57 | 初期研修医定着支援事業補助金 | 特定非営利活動法人MMC卒後臨床研修センター<br>津市江戸橋2-174 | 10,790<br>(未定)  | 初期研修医の定着を目的として開催する事業等に補助する。              | (目的・理由)<br>初期研修医の確保及び研修の充実強化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>初期研修医の確保および資質の向上に係る事業を支援することにより、地域医療体制の整備を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 58 | 回復期病床転換事業補助金   | 医療法人財団青木会<br>桑名市中央町5-7               | 37,466<br>(未定)  | 各構想区域において不足する回復期病床を整備するための工事にかかる経費を補助する。 | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスが地域において提供できるよう、不足する回復期病床を整備する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>不足する病床機能の整備を支援することにより、医療提供体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。        | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |     |     |         |
|----|-----------------|--------------------------|-----------------|---|---|---|---------|------|-----|-----|---------|
|    |                 |                          |                 |   |   |   |         | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 59 | 回復期病床転換事業補助金    | 医療法人思源会<br>津市一身田町387     | 84,192<br>(未定)  | 各構想区域において不足する回復期病床を整備するための工事にかかる経費を補助する。                          | (目的・理由)<br>医療介護総合確保法にかかる三重県計画に基づき、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスが地域において提供できるよう、不足する回復期病床を整備する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>不足する病床機能の整備を支援することにより、医療提供体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 地域医療対策費 |
| 60 | 同上              | 社会医療法人畿内会<br>伊賀市上野桑町1734 | 150,844<br>(未定) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 61 | 県南地域医療確保推進事業補助金 | 日本赤十字社<br>東京都港区芝大門1-1-3  | 67,000<br>(未定)  | 県南地域において、がん、脳卒中、救急医療、小児医療などにかかる対策等を総合的に実施する医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>県南地域の医療を確保する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>医療機能の充実に要する経費を支援することにより、県南地域の拠点病院としてさらなる医療機能の提供・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                      | 補助事業者等の氏名及び住所                                  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |     |     |         |
|----|------------------------------|--|-----------------|--|---|---|---------|------|-----|-----|---------|
|    |                              |  |                 |  |   |   |         | 款    | 項   | 目   | 事業名     |
| 62 | 医療施設施設整備費補助金(病院群輪番制病院施設整備事業) | 社会医療法人畿内会<br>伊賀市上野桑町1734                       | 22,646<br>(未定)  | 入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な診療部門及び専用病室等を整備する場合に経費の一部を補助する。    | (目的・理由)<br>休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>二次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                   | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 救急医療対策費 |
| 63 | 同上                           | 三重県厚生農業協同組合連合会<br>鈴鹿中央総合病院<br>鈴鹿市安塚町山之花1275-53 | 22,205<br>(未定)  | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |
| 64 | 小児救急医療拠点病院運営事業補助金            | 国立病院機構三重病院<br>津市大里窪田町357                       | 39,446<br>(未定)  | 休日夜間における小児の重篤救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院の運営経費の一部を補助する。     | (目的・理由)<br>小児の救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱     | シビルミニマム<br>拠点病院の運営を支援することにより、小児救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費 | 医務費 | 救急医療対策費 |
| 65 | 救命救急センター運営事業補助金              | 日本赤十字社<br>東京都港区芝大門1-1-3                        | 114,450<br>(未定) | 休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱     | シビルミニマム<br>センターの運営を支援することにより、三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上  | 同上  | 同上      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                                  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |       |          |             |
|----|------------------|--|-----------------|---|---|--|---------|------|-------|----------|-------------|
|    |                  |  |                 |   |   |  |         | 款    | 項     | 目        | 事業名         |
| 66 | 救命救急センター運営事業補助金  | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2-174                | 83,264<br>(未定)  | 休日夜間における重篤救急患者の医療を確保するため、救命救急センターを設置した場合にその運営経費の一部を補助する。        | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を24時間体制で提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマムセンターの運営を支援することにより、三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。      | 地域医療推進課 | 衛生費  | 医薬費   | 医務費      | 救急医療対策費     |
| 67 | ドクターヘリ運航事業補助金    | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2-174                | 250,549<br>(未定) | 救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上等を図るため、ドクターヘリの運航を行う場合にその運航経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>重篤な救急患者に対し、高度な救急医療を提供する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱        | シビルミニマム三次救急医療体制の整備・充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                        | 同上      | 同上   | 同上    | 同上       | 同上          |
| 68 | 三重県看護師等養成所運営費補助金 | 未定<br>(看護師等養成所)                                | 231,485<br>(未定) | 看護師等養成所の運営に必要な経費の一部を補助する。                                       | (目的・理由)<br>看護師等の確保及び教育の充実強化を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱            | 外部(不)経済看護師等の確保および資質の向上に資する事業を支援することにより、地域医療体制の整備を図るものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。 | 同上      | 同上   | 同上    | 医療従事者養成費 | 看護職員養成支援事業費 |
| 69 | がん診療施設整備費補助金     | 三重県厚生農業協同組合連合会<br>鈴鹿中央総合病院<br>鈴鹿市安塚町山之花1275-53 | 38,781<br>(未定)  | 質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療施設の施設整備に必要な経費の一部を補助する。            | (目的・理由)<br>がん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                 | シビルミニマムがん診療施設の整備により、がん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。              | 健康づくり課  | 同上   | 公衆衛生費 | 予防費      | がん対策推進費     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |            |
|----|--------------|---------------------------------|-----------------|--|--|--|--------|------|-------|---------|------------|
|    |              |                                 |                 |  |  |  |        | 款    | 項     | 目       | 事業名        |
| 70 | がん診療設備整備費補助金 | 四日市羽津医療センター<br>四日市市羽津山町10-8     | 10,500<br>(未定)  | 質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療施設の設備整備に必要な経費の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>がん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱      | シビルミニマム<br>がん診療設備の整備により、がん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 健康づくり課 | 衛生費  | 公衆衛生費 | 予防費     | がん対策推進費    |
| 71 | がん診療設備整備費補助金 | 国立大学法人三重大学医学部附属病院<br>津市江戸橋2-174 | 10,500<br>(未定)  | 質の高いがん診療が可能な医療提供体制を整備するため、がん診療施設の設備整備に必要な経費の一部を補助する。   | (目的・理由)<br>がん医療提供体制の充実を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱      | シビルミニマム<br>がん診療設備の整備により、がん医療提供体制の充実を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。  | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 同上         |
| 72 | 三重県健康増進事業補助金 | 未定<br>(県内市町)                    | 26,000<br>(未定)  | 市町が40歳以上の住民を対象に実施する以下の保健事業について、要する経費の一部を補助する。<br>・健康手帳の作成<br>・健康教育<br>・健康相談<br>・健康診査<br>・訪問指導<br>・総合的な保健推進事業 | (目的・理由)<br>県民の老後における健康の保持増進を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>市町の保健事業を支援することにより、県民の健康増進を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上    | 公衆衛生総務費 | 高齢者健康診査事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                               | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |               |
|----|--------------------|----------------|-----------------|------------------------------------|--|---|--------|------|-------|---------|---------------|
|    |                    |                |                 |                                    |  |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 73 | 児童養護施設等整備費補助金      | 未定<br>(社会福祉法人) | 32,463<br>(未定)  | 児童養護施設等の施設及び設備の整備に要する経費を補助する。      | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する児童養護施設等の施設整備に要する経費を補助することにより、施設入所児童等の社会的自立の促進等を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>社会的養護が必要な児童を入所させる児童養護施設等を整備し、施設入所児童等の処遇の向上及び社会的自立の促進を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子育て支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉施設費 | 児童虐待防止総合対策事業費 |
| 74 | 児童家庭支援センター運営事業費補助金 | 未定<br>(社会福祉法人) | 11,323<br>(未定)  | 児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助する。          | (目的・理由)<br>社会福祉法人等が設置する児童家庭支援センターの運営に要する経費を補助することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱   | シビルミニマム<br>児童家庭支援センターの運営を支援することにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図るものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。               | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 同上            |
| 75 | 施設型給付費・地域型保育給付費補助金 | 未定<br>(県内市町)   | 未定<br>(未定)      | 特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用を補助する。 | (目的・理由)<br>特定教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準を維持する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱                                  | シビルミニマム<br>施設型給付費等を支弁することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                    | 同上     | 同上   | 同上    | 児童福祉総務費 | 保育所事業費        |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |         |
|----|-------------------|---------------|-----------------|---|--|---|--------|------|-------|---------|---------|
|    |                   |               |                 |   |  |   |        | 款    | 項     | 目       | 事業名     |
| 76 | 地域子ども・子育て支援事業費補助金 | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)      | 地域子ども・子育て支援事業(※)を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援し、子育て環境の充実に資する。<br>※地域子ども・子育て支援事業<br>・利用者支援事業<br>・一時預かり事業<br>・地域子育て支援拠点事業<br>・乳児家庭全戸訪問事業<br>・養育支援訪問事業<br>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業<br>・子育て短期支援事業<br>・子育て援助活動支援事業<br>・延長保育事業<br>・病児保育事業<br>・実費徴収に係る補足給付を行う事業<br>・放課後児童健全育成事業 | (目的・理由)<br>市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業の実施を支援する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>地域子ども・子育て支援事業を実施する市町に対して補助を行うことにより、子ども・子育て家庭を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子育て支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 特別保育事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |       |         |               |
|----|------------------|---------------|-------------|---|---|--|--------|------|-------|---------|---------------|
|    |                  |               |             |   |   |  |        | 款    | 項     | 目       | 事業名           |
| 77 | 低年齢児保育充実事業費補助金   | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)  | 0、1歳児が定員等の1割以上入所している私立保育所であって、保育士の配置基準を超えて、保育士1人を年度当初から配置する保育所に対して補助する。 | (目的・理由)<br>入所待機となることが多い低年齢児保育の需要に対応し、子育て環境の向上を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱  | シビルミニマム保育士の配置基準を超えて、保育士を年度当初から配置する保育所に対して補助することにより、入所待機となることが多い低年齢児の入所を支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 子育て支援課 | 民生費  | 児童福祉費 | 児童福祉総務費 | 特別保育事業費       |
| 78 | 放課後子ども教室推進事業費補助金 | 未定<br>(県内市町)  | 未定<br>(未定)  | 学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画により、地域の実情に応じて実施される放課後子ども教室に市町が支援する事業に対して補助を行う。   | (目的・理由)<br>放課後や週末等に小学校内外における施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム放課後子ども教室推進事業費補助金等を交付することにより、子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。                       | 同上     | 同上   | 同上    | 同上      | 放課後子ども教室推進事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所  | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容                                   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目 |        |        |          |
|----|---------------|----------------|-----------------|--|---|--|--------|------|--------|--------|----------|
|    |               |                |                 |  |   |  |        | 款    | 項      | 目      | 事業名      |
| 79 | 私立幼稚園振興補助金    | 未定<br>(県内学校法人) | 未定<br>(未定)      | 私立幼稚園の教育に係る経常的経費に対して補助を行う。             | (目的・理由)<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱    | 外部(不)経済<br>私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上を支援するものであり、社会的効用を発生させるものとして公益性がある。              | 子育て支援課 | 教育費  | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園費 | 私立幼稚園振興費 |
| 80 | 認定こども園施設整備交付金 | 未定             | 未定<br>(未定)      | 学校法人及び社会福祉法人が設置する認定こども園の施設整備に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>認定こども園の設置を促進する施設整備事業を市町が実施するために必要な経費について交付金を交付する。<br><br>(根拠)<br>健康福祉部関係補助金等交付要綱 | シビルミニマム<br>認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制を整備するものであり、県民の健康的な生活のための環境整備として公益性がある。 | 同上     | 同上   | 同上     | 同上     | 同上       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所                                 | 交付予定額<br>(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |           |                  |              |
|----|--------------------------|---|----------------------|--|--|--|-------|------|-----------|------------------|--------------|
|    |                          |   |                      |  |  |  |       | 款    | 項         | 目                | 事業名          |
| 1  | 私立高等学校等<br>振興補助金         | 学校法人 暁学園<br>四日市市萱生町<br>238<br>他15法人1団体        | 4,799,926<br>(H30.6) | 私立高等学校等における<br>経常的経費に助成する。                             | (目的・理由)<br>私立学校の建学の精神<br>に基づいた特色ある教育<br>の向上への支援及び保<br>護者の経済的負担の軽<br>減を図る。<br>(根拠)<br>私立学校振興助成法<br>環境生活部関係補助金<br>等交付要綱                                    | 外部(不)経済<br>公教育の一翼を担い、学<br>校教育で大きな役割を果<br>たしている私立学校への<br>支援は重要である。  | 私学課   | 教育費  | 私学振<br>興費 | 私学振<br>興費        | 私立学校振興<br>費  |
| 2  | 私立特別支援学<br>校振興補助金        | 学校法人 特別支<br>援学校聖母の家学<br>園<br>四日市市波木町<br>330-5 | 161,189<br>(H30.7)   | 私立特別支援学校におけ<br>る経常的経費に助成する。                            | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上        | 同上               | 同上           |
| 3  | 私立専修学校振<br>興補助金          | 学校法人 みえ大<br>橋学園<br>四日市市浜田町<br>13-29 他15法人     | 51,953<br>(H30.6)    | 私立専修学校における経<br>常的経費に助成する。                              | 同上   | 同上   | 同上    | 同上   | 同上        | 同上               | 同上           |
| 4  | 斎宮跡普及・啓発<br>活動等支援補助<br>金 | 明和町<br>多気郡明和町馬之<br>上945                       | 18,938<br>(H30.4)    | 斎宮跡体験学習施設の効<br>果的・効率的な普及・啓発<br>事業等を展開するための<br>経費を補助する。 | (目的・理由)<br>斎宮歴史博物館と一体と<br>なり斎宮跡の活用事業、<br>情報発信において重要<br>な役割を担っている斎宮<br>跡体験学習施設で実施<br>する斎宮跡の効果的、効<br>率的な普及・啓発事業等<br>の展開を図る。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金<br>等交付要綱 | 公共財<br>斎宮跡と斎宮歴史博物<br>館、斎宮跡体験学習施設<br>が有機的に結びつき、生涯<br>学習の拠点として活用され<br>ることは、県民文化の向上<br>につながるものであり、そ<br>の一翼を担う公共施設(斎<br>宮跡体験学習施設)への<br>経費補助は公益性の高い<br>ものである。 | 文化振興課 | 総務費  | 生活文<br>化費 | 斎宮歴<br>史博物<br>館費 | 斎宮歴史博物<br>館費 |

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |       |              |
|----|---------------|---------------|--------------------|---|---|---|---------|------|-------|-------|--------------|
|    |               |               |                    |   |   |   |         | 款    | 項     | 目     | 事業名          |
| 5  | 生活基盤施設耐震化等補助金 | 未定            | 791,719<br>(H31.3) | 市町等が行う水道施設の耐震化や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。   | (目的・理由)<br>市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。<br>(根拠)<br>生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | ナショナル(シビル)ミニマム<br>水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、災害時においても機能を維持させるための取組を進める必要があり、公益性がある。 | 大気・水環境課 | 衛生費  | 環境保全費 | 環境指導費 | 水道指導監督費      |
| 6  | 浄化槽設置促進事業補助金  | 未定            | 137,928<br>(H31.3) | 単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/3・上限あり)を行う。<br>また、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。 | (目的・理由)<br>市町が浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。<br>(根拠)<br>浄化槽設置促進事業実施要綱及び交付要領<br>環境生活部関係補助金等交付要綱  | 公共財<br>生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。  | 同上      | 同上   | 同上    | 同上    | 浄化槽設置促進事業補助金 |

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所      | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |       |         |                   |
|----|----------------|--------------------|-------------------|--|---|---|---------|------|-------|---------|-------------------|
|    |                |                    |                   |  |   |   |         | 款    | 項     | 目       | 事業名               |
| 7  | 浄化槽市町整備促進事業補助金 | 未定                 | 31,653<br>(H31.3) | 高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の1/2を県費助成する。<br>単独浄化槽や汲み取りから市町型合併処理浄化槽へ転換を行う者に対し、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。 | (目的・理由)<br>市町が設置主体となって高度処理型浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。<br>(根拠)<br>浄化槽市町整備促進事業実施要綱及び交付要領<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>各家庭からの生活雑排水を公共用水域に放流するにあたり、排水の汚濁量を減じる施設であり、社会的便益をもたらす施設であるため施設整備へ公費負担する。 | 大気・水環境課 | 衛生費  | 環境保全費 | 環境指導費   | 浄化槽設置促進事業補助金      |
| 8  | 隣保館整備費補助金      | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1 | 33,750<br>(H31.3) | 市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。   | (目的・理由)<br>隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。<br>(根拠)<br>地方改善施設整備費補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱          | 外部(不)経済<br>地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。                              | 人権課     | 総務費  | 生活文化費 | 人権施策推進費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所        | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由                                     | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |                   |
|----|------------|----------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|-------------------|
|    |            |                      |                   |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名               |
| 9  | 隣保館運営費等補助金 | 桑名市<br>桑名市中央町2丁目37   | 13,601<br>(H31.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。<br>(根拠)<br>地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権課   | 総務費  | 生活文化費 | 人権施策推進費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 10 | 同上         | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5   | 14,415<br>(H31.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 11 | 同上         | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18-18 | 19,133<br>(H31.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 12 | 同上         | 津市<br>津市西丸之内23-1     | 73,602<br>(H31.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 13 | 同上         | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1   | 22,228<br>(H31.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |
| 14 | 同上         | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1丁目7-29  | 17,092<br>(H31.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由                                     | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |                   |
|----|------------|------------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|-------------------|
|    |            |                        |                   |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名               |
| 15 | 隣保館運営費等補助金 | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内<br>116 | 51,809<br>(H31.3) | 市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。 | (目的・理由)<br>隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。<br>(根拠)<br>地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。 | 人権課   | 総務費  | 生活文化費 | 人権施策推進費 | 人権が尊重されるまちづくりの推進費 |
| 16 | 同上         | 名張市<br>名張市鴻之台1-1       | 14,695<br>(H31.3) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上      | 同上                |



(部局名:環境生活部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名      | 支出科目 |       |        |              |
|----|------------------------|-------------------------------------|-----------------|--|---|--|------------|------|-------|--------|--------------|
|    |                        |                                     |                 |  |   |  |            | 款    | 項     | 目      | 事業名          |
| 17 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金 | 独立行政法人環境再生保全機構<br>神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 | 10,242<br>(未定)  | PCB廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物と比べて非常に高額であることから、処理費用負担能力の小さい中小企業等に対してPCB廃棄物(高圧トランス、コンデンサ等)の処理費用の助成を行うため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対して国とともに拠出する。 | (目的・理由)<br>処理費用負担能力の小さい中小企業等のPCB廃棄物の処理費用を助成するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に対して国とともに拠出し、PCB廃棄物の早期処理の実現を図る。<br>(根拠)<br>独立行政法人環境再生保全機構法<br>環境生活部関係補助金等交付要綱 | ナショナル(シビル)ミニマムPCB廃棄物は、これまで処理する施設の整備が進まず、また処理費用が高額であることから、ほとんどが各事業者によって保管されており、長期にわたる保管の過程でPCB廃棄物の紛失など、環境への影響が懸念されている。このことから、処理費用負担能力の小さい中小企業等のPCB廃棄物の処理費用を助成するため、PCB廃棄物処理基金に対し拠出し、PCB廃棄物の早期処理の実現を図る。 | 廃棄物・リサイクル課 | 衛生費  | 環境保全費 | 廃棄物対策費 | 廃棄物適正処理推進事業費 |
| 18 | 産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金  | 四日市市<br>四日市市諏訪町1番5号                 | 30,000<br>(未定)  | 管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。   | (目的・理由)<br>最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。<br>(根拠)<br>環境生活部関係補助金等交付要綱  | ナショナル(シビル)ミニマム管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。                                   | 同上         | 同上   | 同上    | 同上     | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名<br>及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)              | 事業内容                                    | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由                                      | 課(室)名         | 支出科目 |       |       |             |
|----|------------------|----------------------------|------------------------------|---|--|---|---------------|------|-------|-------|-------------|
|    |                  |                            |                              |   |  |   |               | 款    | 項     | 目     | 事業名         |
| 1  | 地籍調査費負担金         | 津市<br>津市西丸之内23番<br>1号      | 70,823<br>(H30.2)<br>(H30.4) | 県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。 | (目的・理由)<br>土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱                      | ①公共財<br>土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。 | 水資源・地域プロジェクト課 | 総務費  | 地域振興費 | 資源対策費 | 県土基礎調査推進事業費 |
| 2  | 同上               | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7番29号       | 12,751<br>(H30.4)            | 同上                                      | 同上   | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 3  | 同上               | 御浜町<br>南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1 | 22,500<br>(H30.4)            | 同上                                      | 同上   | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 4  | 社会資本整備円滑化地籍整備交付金 | 津市<br>津市西丸之内23番<br>1号      | 16,528<br>(H30.4)            | 同上                                      | (目的・理由)<br>社会資本整備を計画している地域において、用地取得の円滑化を図るとともに土地境界情報を整備しておくことで事前防災・減災に貢献する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱 | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 5  | 同上               | 名張市<br>名張市鴻之台1番町1番地        | 19,158<br>(H30.4)            | 同上                                      | 同上   | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |
| 6  | 同上               | 紀宝町<br>南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地      | 22,980<br>(H30.4)            | 同上                                      | 同上   | 同上  | 同上            | 同上   | 同上    | 同上    | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額(予定時期)        | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由                                       | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |               |
|----|---------------------|--------------------------------|--------------------|--|---|--|-------|------|-------|-------|---------------|
|    |                     |                                |                    |  |   |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名           |
| 7  | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 | 三岐鉄道株式会社<br>四日市市富田三丁目22番83号    | 47,500<br>(H30.4)  | 鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。                   | (目的・理由)<br>鉄道事業者の安全な鉄道輸送の確保を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱          | ⑤シビルミニマム<br>地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図る。 | 交通政策課 | 総務費  | 地域振興費 | 交通政策費 | 生活交通活性化促進事業費  |
| 8  | 同上                  | 四日市市<br>四日市市諏訪町1番5号            | 65,760<br>(H30.4)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上            |
| 9  | 同上                  | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内116番地           | 24,146<br>(H30.4)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上            |
| 10 | 同上                  | 一般社団法人養老線管理機構<br>大垣市丸の内2丁目29番地 | 10,550<br>(H30.4)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上            |
| 11 | 同上                  | 伊勢鉄道株式会社<br>鈴鹿市桜島町1丁目20番地      | 83,600<br>(H30.4)  | 鉄道事業者が行う輸送の安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費を国と協調して補助する。                          | 同上  | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 広域鉄道維持確保対策事業費 |
| 12 | 地域間幹線系統確保維持費補助金     | 三重交通株式会社<br>津市中央1番1号           | 251,394<br>(H31.3) | 乗合バス事業者が運営する広域幹線バス路線の欠損額及び車両購入の減価償却費にかかる補助対象経費に対し、国1/2、県1/2以内の割合で補助する。 | (目的・理由)<br>地方バス運行の維持を図り、もって地域住民の福祉を確保する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱 | 同上   | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 生活交通活性化促進事業費  |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)       | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目 |         |         |             |
|----|---------------|-------------------------------|-------------------|---|---|--|---------|------|---------|---------|-------------|
|    |               |                               |                   |   |   |  |         | 款    | 項       | 目       | 事業名         |
| 13 | スポーツ団体等活性化補助金 | 公益財団法人三重県体育協会<br>鈴鹿市御園町1669   | 17,982<br>(H30.4) | 三重県体育協会の事業に要する経費を補助する。                                      | (目的・理由)<br>三重県体育協会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱  | ②外部(不)経済<br>三重県体育協会は、本県のアマチュアスポーツを統轄する団体であり、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。 | スポーツ推進課 | 総務費  | スポーツ推進費 | スポーツ推進費 | 地域スポーツ推進事業費 |
| 14 | 同上            | 一般財団法人三重県武道振興会<br>津市北河路町19番地1 | 11,956<br>(H30.4) | 三重県武道振興会の事業に要する経費を補助する。                                     | (目的・理由)<br>三重県武道振興会の事業活動を助成することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱 | ②外部(不)経済<br>三重県武道振興会は、各種の武道大会や武道教室を開催しており、当該団体の事業活動経費を補助することにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成を図るものであることから、公益性を有する。   | 同上      | 同上   | 同上      | 同上      | 同上          |
| 15 | 新三重武道館整備費補助金  | 同上                            | 45,202<br>(H30.4) | 新三重武道館が津市産業・スポーツセンター内に移転整備されたのに伴い、旧三重武道館の処分等に要する経費の一部を補助する。 | (目的・理由)<br>三重武道館の円滑な機能移転を支援することにより、本県のさらなる武道振興に寄与する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱               | ②外部(不)経済<br>三重武道館の円滑な機能移転で本県のさらなる武道振興が図られることにより、アマチュアスポーツの健全な普及振興と青少年の健全な育成に寄与するものであることから、公益性を有する。                 | 同上      | 同上   | 同上      | スポーツ施設費 | スポーツ施設整備運営費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額(予定時期)        | 事業内容                           | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名             | 支出科目 |         |         |                   |
|----|----------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------------------|--|---|-------------------|------|---------|---------|-------------------|
|    |                      |                               |                    |                                |  |   |                   | 款    | 項       | 目       | 事業名               |
| 16 | 広域的拠点スポーツ施設整備費補助金    | 四日市市<br>四日市市諏訪町1番5号           | 50,000<br>(未定)     | 市町が行う一定規模以上の体育館の整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>全国的なスポーツ大会や交流の場等としての機能を重視した施設の整備を支援し、本県スポーツの振興を図る。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱     | ②外部(不)経済<br>「三重県スポーツ施設整備計画」の具体化を進めるために市町が行う「広域的拠点施設」の整備であることから、公益性を有する。   | スポーツ推進課           | 総務費  | スポーツ推進費 | スポーツ施設費 | スポーツ施設整備運営費       |
| 17 | 三重県競技力向上対策本部負担金      | 三重県競技力向上対策本部<br>津市広明町13       | 137,908<br>(H30.4) | 本県競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費を負担する。 | (目的・理由)<br>三重県競技力向上対策本部の事業経費を負担することにより、本県競技スポーツ水準の向上を効果的に推進する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱    | ②外部(不)経済<br>本県競技スポーツ水準の向上を図ることで、本県選手がオリンピック競技大会や国民体育大会等の国内外の大会で活躍することは、県民に夢や感動を与え、一体感の醸成につながるものであることから、公益性を有する。 | 競技力向上対策課          | 同上   | 同上      | スポーツ推進費 | 競技力向上対策事業費        |
| 18 | 第76回国民体育大会開催準備委員会負担金 | 第76回国民体育大会三重県準備委員会<br>津市広明町13 | 55,053<br>(H30.4)  | 国民体育大会の開催準備に要する経費を負担する。        | (目的・理由)<br>第76回国民体育大会三重県準備委員会の事業経費を負担することにより、国民体育大会の開催準備を円滑に推進する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱 | ②外部(不)経済<br>国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。                       | 国体・全国障害者スポーツ大会準備課 | 同上   | 同上      | 同上      | 第76回国民体育大会開催準備事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                | 補助事業者等の氏名及び住所                        | 交付予定額(予定時期)                   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名             | 支出科目 |         |         |                   |
|----|------------------------|--------------------------------------|-------------------------------|---|--|--|-------------------|------|---------|---------|-------------------|
|    |                        |                                      |                               |   |  |  |                   | 款    | 項       | 目       | 事業名               |
| 19 | 第76回国民体育大会市町競技施設整備費補助金 | 名張市<br>名張市鴻之台1番町1番地                  | 264,571<br>(H30.6)<br>(H31.3) | 第76回国民体育大会の競技会場地となる名張市が実施するホッケー競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。                          | (目的・理由)<br>第76回国民体育大会の競技会場となる施設の整備促進を図り、大会の円滑な運営に資する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱 | ②外部(不)経済<br>国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。        | 国体・全国障害者スポーツ大会準備課 | 総務費  | スポーツ推進費 | スポーツ推進費 | 第76回国民体育大会開催準備事業費 |
| 20 | 同上                     | 第76回国民体育大会鈴鹿市準備委員会<br>鈴鹿市神戸一丁目18番18号 | 213,840<br>(H31.3)            | 第76回国民体育大会の競技会場地となる鈴鹿市において設立された第76回国民体育大会鈴鹿市準備委員会が実施する馬術競技施設の整備事業に要する経費について補助を行う。 | 同上   | 同上   | 同上                | 同上   | 同上      | 同上      | 同上                |
| 21 | 紀南中核的交流施設整備事業支援補助金     | 株式会社エムアンドエムサービス<br>大阪市中央区北浜2丁目6番26号  | 285,243<br>(H30.4)            | 紀南地域の集客交流の推進に向け、平成18年度に公募により決定した民間事業者が整備運営する紀南中核的交流施設の整備等に係る費用の一部を補助する。           | (目的・理由)<br>紀南地域の集客交流の促進を図り、もって紀南地域の振興に資する。<br><br>(根拠)<br>地域連携部関係補助金等交付要綱            | ④市場の不完全性<br>東紀州地域は地域経済が停滞し過疎高齢化が進行するなど地域の活力が低下しており、当地域の活性化を図るための地域資源を活用した集客交流の取組には行政による関与が必要である。 | 東紀州振興課            | 同上   | 地域振興費   | 地域振興費   | 東紀州地域集客交流推進事業費    |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容                    | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |         |                 |
|----|--------------------|----------------------------------|--------------------|-------------------------|---|---|----------|--------|-----|---------|-----------------|
|    |                    |                                  |                    |                         |   |   |          | 款      | 項   | 目       | 事業名             |
| 1  | 原木安定供給促進事業費補助金     | 未定                               | 200,694<br>(H30.3) | 間伐や路網の整備に要する経費を補助する。    | (目的・理由)<br>地域材の競争力強化に向けて、合板・製材工場等へ原木を安定的に供給するために間伐や路網の整備を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>地域材の有効活用を促進させ、森林の持つ公益的機能の発揮を図るものであることから、公益性を有する。 | 森林・林業経営課 | 農林水産業費 | 林業費 | 林業振興指導費 | 原木安定供給促進事業費     |
| 2  | 合板・製材生産性強化対策事業費補助金 | ヒノキブン株式会社<br>愛知県名古屋市西区名西1丁目16-10 | 106,844<br>(H30.3) | 木材加工流通施設の整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>地域材の競争力強化に向けて、木材加工流通施設等の整備を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                    | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上      | 合板・製材生産性強化対策事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名       | 支出科目   |     |            |                     |
|----|-------------------|------------------------------------|--------------------|---|--|--|-------------|--------|-----|------------|---------------------|
|    |                   |                                    |                    |   |  |  |             | 款      | 項   | 目          | 事業名                 |
| 3  | 加工・直売施設整備事業費補助金   | 未定                                 | 33,000<br>(H30.5)  | 農林漁業者等が行う新商品の加工、流通、販売に必要な施設の整備等の6次産業化のための経費を補助する。                   | (目的・理由)<br>農林漁業者等が流通業者、食品事業者等のさまざまな事業者等と連携しながら行う農林水産物等の生産・加工・流通・販売の生産・加工・流通・販売の推進を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱             | 市場の不完全性<br>6次産業化に資する施設の整備は、採算性やリスクの観点から民間だけでは投資が困難である。また、農林漁業者等による6次産業化への取組は、地域資源の活用や所得の向上など農山漁村の活性化に資するものであることから、公益性を有する。 | フードイノベーション課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農業振興費      | みえフードイノベーション総合推進事業費 |
| 4  | 農用地利用集積特別対策事業費補助金 | 未定                                 | 113,527<br>(H31.2) | 農地中間管理機構にまとめて農地の貸し付けを行った地域や貸し付けに伴い離農又は経営転換する者等に対して、協力金を交付する市町を補助する。 | (目的・理由)<br>農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を進め、生産コストの低減を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 外部(不)経済<br>担い手への農地の集積・集約化を進めることによって、農地の有効利用が図られ、地域農業の発展につながることから、公益性を有する。  | 担い手支援課      | 同上     | 同上  | 農林漁業経営体育成費 | 地域農政推進対策事業費         |
| 5  | 農地中間管理機構事業費補助金    | 公益財団法人三重県農林水産支援センター<br>松阪市嬉野川北町530 | 100,654<br>(H30.4) | 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進や市町、関係機関との連携を図るための活動費を補助する。                     | (目的・理由)<br>農地所有者と農業経営者の間の、農地の賃貸借を通じて、農地利用の再配分を行うこと等により、担い手の経営規模の拡大や農地利用の集約化、農地の利用の効率化・高度化を促進する。<br>(根拠)<br>農地中間管理事業の推進に関する法律 | 同上   | 同上          | 同上     | 同上  | 同上         | 農林水産業版プラットフォーム整備事業費 |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所               | 交付予定額<br>(予定時期)              | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目   |     |            |                         |
|----|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|--|--|--|--------|--------|-----|------------|-------------------------|
|    |                       |                             |                              |  |  |  |        | 款      | 項   | 目          | 事業名                     |
| 6  | 新規就農者総合支援事業費補助金       | 未定                          | 252,200<br>(H30.5)           | 市町が策定する「人・農地プラン」に位置付けられるなどした就農後5年目までの新規就農者に対して、市町が交付する農業次世代人材投資資金の交付に要する経費を補助する。 | (目的)<br>経営が安定しにくい就農5年目までの新規就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付することで、青年層の新規就農者の定着・確保を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱    | 外部(不)経済<br>青年の新規就農や定着を進めることによって、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。  | 担い手支援課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農林漁業担い手対策費 | 新規就農者総合支援事業費            |
| 7  | 農業経営近代化資金融通事業利子補給補助金  | 未定<br>(三重北農業協同組合他12金融機関)    | 53,289<br>(H30.8)<br>(H31.2) | 農業者の経営改善に向けた取組への支援を目的とし、設備・運転資金等の円滑な融通を図るため、融資機関に利子補給を行う。                        | (目的・理由)<br>担い手農業者等の育成・確保を図る。<br>(根拠)<br>農業近代化資金融通法   | 市場の不完全性<br>採算性やリスクの観点から民間だけでは投資が困難な農業用施設・機械等の導入を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                     | 同上     | 同上     | 同上  | 農水金融対策費    | 農業経営近代化資金融通事業費          |
| 8  | 農業委員会ネットワーク機構負担金及び補助金 | 一般社団法人三重県農業会議<br>津市栄町1丁目891 | 27,432<br>(H30.4)            | 三重県農業委員会ネットワーク機構としての業務を行う農業会議の適正な組織運営や市町農業委員会への指導・助言等に要する経費を補助する。                | (目的・理由)<br>農地法等で定められた業務を適切に実施するとともに、市町農業委員会への指導・助言を通じて、優良農地の確保など、県全体の農業振興を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>法令に基づき設置されている農業委員会ネットワーク機構は、適切な業務推進を図る必要がある。この組織を適正に運営することは、県全体における優良農地の確保や食料の安定供給等に資することから公益性を有する。 | 同上     | 同上     | 農地費 | 農地調整費      | 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構助成費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                       | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名  | 支出科目   |     |            |                         |
|----|-------------------------------|------------------------------------|--------------------|---|--|--|--------|--------|-----|------------|-------------------------|
|    |                               |                                    |                    |   |  |  |        | 款      | 項   | 目          | 事業名                     |
| 9  | 農業委員会交付金及び補助金                 | 未定<br>(県内29市町)                     | 334,240<br>(H30.5) | 農業委員会の適正な組織運営や農地制度の円滑な実施、農地の利用関係の調整活動、遊休農地の解消に向けた取組等に要する経費を補助する。          | (目的・理由)<br>農業委員会法等に定められた農業委員会の専属的権限に属する業務を円滑に実施するとともに、農地制度の適切な運用により、地域農業の振興を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>法令に基づき設置されている農業委員会は、農地の権利移動や転用の許可等の業務を公平かつ適切に行う必要がある。この組織を適正に運営することにより、優良農地の確保や農地の利用集積等が図られ、農業の振興につながることから、公益性を有する。           | 担い手支援課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地調整費      | 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構助成費 |
| 10 | 経営体育成支援事業費補助金                 | 未定<br>(県内市町のうち事業実施する市町)            | 119,060<br>(H30.4) | 地域農業の担い手の育成・確保のため、地域の認定農業者等が経営規模の拡大や経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入について支援する。 | (目的・理由)<br>担い手の経営発展のため、地域の中心的経営体に対し、農業用機械等の導入を支援し、地域農業の発展を図っていく。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                | 外部(不)経済<br>採算性やリスクの観点から民間だけでは投資が困難な高性能な農業用機械等の導入を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。  | 同上     | 同上     | 農業費 | 農林漁業経営体育成費 | 地域農政推進対策事業費             |
| 11 | 公益財団法人三重県農林水産支援センター業務推進事業費補助金 | 公益財団法人三重県農林水産支援センター<br>松阪市嬉野川北町530 | 13,684<br>(H30.4)  | 公益財団法人三重県農林水産支援センターの経営体質を強化し、円滑な業務の実施を図るための経費を補助する。                       | (目的・理由)<br>公益財団法人三重県農林水産支援センターの実施する事業の円滑な実施及び業務推進体制の強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                      | 外部(不)経済<br>公益財団法人三重県農林水産支援センターは、農林水産業の支援機関であり、その推進体制の強化を図ることにより、地域における優良農地や担い手の確保及び経営力の強化につながる。また、食料の安定供給や地域農業の持続的な発展にもつながることから、公益性を有する。 | 同上     | 同上     | 同上  | 同上         | 同上                      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                 | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額<br>(予定時期)              | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目   |     |        |             |
|----|-------------------------|----------------------------------|------------------------------|--|---|--|-------|--------|-----|--------|-------------|
|    |                         |                                  |                              |  |   |  |       | 款      | 項   | 目      | 事業名         |
| 12 | 産地パワーアップ<br>事業費補助金      | 未定                               | 300,000<br>(H30.4)           | 水田、畑作、野菜、果樹、茶、花きの産地が、収益力向上を目的に地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、施設整備、機械のリース、生産資材の導入等を支援する。 | (目的・理由)<br>TPPの大筋合意を受けて、県内農業への影響が想定されることから、地域の強みを活かしたイノベーションの促進及び三重県農業の競争力強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>採算性やリスクの観点から民間だけでは投資が困難な農業用機械の導入等を推進することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。                          | 農産園芸課 | 農林水産業費 | 農業費 | 農作物対策費 | 農産物の生産振興事業費 |
| 13 | 次世代施設園芸<br>技術習得支援事業費補助金 | みえ次世代施設園芸コンソーシアム<br>津市高野尾町4951番地 | 62,000<br>(H30.4)<br>(H31.2) | 次世代施設園芸への転換に必要な栽培や雇用管理等に関する技術の実証等を通じた技術習得の取組を支援する。                                     | (目的・理由)<br>高度な環境制御及び雇用労働力の活用による高い生産性を実現する次世代施設園芸の普及拡大を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                        | 外部(不)経済<br>施設園芸は、野菜の周年安定供給に貢献するとともに、所得の向上と地域の雇用創出が見込まれる有望な農業経営部門であり、生産性向上や人材育成等の取組は地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上          |
| 14 | 経営所得安定対策等推進事業費補助金       | 各市町                              | 109,485<br>(H30.4)           | 経営所得安定対策の現場段階における事業推進や要件確認を行う事務等に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>国が進める経営所得安定対策制度の的確な推進を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 外部(不)経済<br>経営所得安定対策を推進することによって、農業の担い手の経営安定、地域農業の持続的な発展につながることから、公益性を有する。   | 同上    | 同上     | 同上  | 同上     | 同上          |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所                   | 交付予定額<br>(予定時期)               | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |      |       |               |
|----|--------------------|---------------------------------|-------------------------------|--|---|---|-------|--------|------|-------|---------------|
|    |                    |                                 |                               |  |   |   |       | 款      | 項    | 目     | 事業名           |
| 15 | 県産食肉安定供給施設支援事業費補助金 | 株式会社三重県松阪食肉公社<br>松阪市大津町上金剛993-1 | 40,250<br>(H30.12)<br>(H31.3) | 食肉センターの安定した運営を確保するため、施設維持管理等対策費を補助する。              | (目的・理由)<br>県南部地域の基幹食肉処理施設である株式会社三重県松阪食肉公社の安定した経営の維持を通じて、安全・安心な食肉の円滑な供給を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>広域を担う食肉処理施設の経営安定は、県畜産業の振興と安全・安心な食肉の安定供給に資することから、公益性を有する。 | 畜産課   | 農林水産業費 | 畜産業費 | 畜産振興費 | 食肉センター流通対策事業費 |
| 16 | 市場機能強化対策事業費補助金     | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5              | 40,951<br>(H31.3)             | 食肉卸売市場の機能強化を図るため、取扱頭数の維持増加等の経営安定化対策に要する経費を補助する。    | (目的・理由)<br>県下唯一の食肉卸売市場である四日市市食肉地方卸売市場の活性化を支援することにより、安全・安心な食肉の円滑な供給を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱     | 市場の不完全性<br>広域を担う食肉卸売市場の経営安定は、県畜産業の振興と安全・安心な食肉の安定供給に資することから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上   | 同上    | 同上            |
| 17 | 食肉処理施設再整備事業費補助金    | 同上                              | 22,896<br>(H31.3)             | 四日市市が実施した四日市市食肉センターの食肉処理施設再整備費の市債償還元金及び利子に対して補助する。 | (目的・理由)<br>県北部地域の基幹食肉処理施設である四日市市食肉センターの再整備への支援を通じて、安全・安心な食肉の円滑な供給を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱      | 市場の不完全性<br>広域を担う食肉処理施設の経営安定は、県畜産業の振興と安全・安心な食肉の安定供給に資することから、公益性を有する。 | 同上    | 同上     | 同上   | 同上    | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                    | 補助事業者等の氏名及び住所  | 交付予定額<br>(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目       |                         |                 |                        |
|----|----------------------------|--|----------------------|--|---|---|-------------|------------|-------------------------|-----------------|------------------------|
|    |                            |  |                      |  |   |   |             | 款          | 項                       | 目               | 事業名                    |
| 18 | 畜産施設等整備<br>事業費補助金          | 津市<br>津市西丸之内23-1<br>四日市市<br>四日市市諏訪町<br>1-5<br>亀山市<br>亀山市本丸町577 | 115,124<br>(H30.7)   | 家畜飼養管理施設や家畜<br>排せつ物処理施設等の整<br>備について補助する。                         | (目的・理由)<br>畜産経営体が実施する<br>家畜飼養管理施設や家<br>畜排せつ物処理施設等<br>の整備を支援すること<br>により、畜産経営体を中心<br>として地域全体での収益<br>力の向上を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金<br>等交付要綱             | 市場の不完全性<br>畜産経営体を中心とした地<br>域の関係者が連携するこ<br>とにより、地域全体の収益<br>力向上や雇用の創出につ<br>ながることから、公益性を<br>有する。                               | 畜産課         | 農林水<br>産業費 | 畜産業<br>費                | 畜産振<br>興費       | 高収益型畜産<br>連携体育成事<br>業費 |
| 19 | 農地農業用施設<br>災害復旧事業費<br>等補助金 | 未定(市町)   | 1,220,703<br>(H30.4) | 異常な天然現象により被<br>害を受けた農地、農業用<br>施設、農村生活環境施設<br>の復旧に要する経費を補<br>助する。 | (目的・理由)<br>「農林水産業施設災害復<br>旧事業費国庫補助の暫<br>定措置に関する法律(暫<br>定法)」に基づき、農地等<br>の災害を復旧し、農業の<br>維持を図り、あわせて、<br>その経営の安定に寄与<br>する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金<br>等交付要綱 | 公共財<br>災害を受けた農地・農業用<br>施設の復旧を迅速に進め<br>ることによって、農地等が<br>有する食料の安定供給や<br>水源かん養などの多面的<br>機能の維持増進が図られ<br>ることから、公益性を有す<br>る。       | 農業基盤整<br>備課 | 災害復<br>旧費  | 農林水<br>産施設<br>災害復<br>旧費 | 耕地災<br>害復旧<br>費 | 団体営災害耕<br>地復旧事業費       |
| 20 | 団体営ため池等<br>整備事業費補助<br>金    | 桑名市<br>桑名市中央町2丁<br>目37   | 15,000<br>(H30.4)    | ため池の点検調査に要す<br>る経費を補助する。   | (目的・理由)<br>公的助成措置を講ずること<br>により、ため池の点検<br>調査を実施し、受益者以<br>外の住民も含めた安全<br>度の向上を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金<br>等交付要綱   | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリ<br>スクの観点から負担しきれ<br>ない多額の費用を要する<br>農業用施設の改修等を進<br>めることにより、農業の<br>振興、食料の安定供給に<br>つながることから、公益性<br>を有する。 | 同上          | 農林水<br>産業費 | 農地費                     | 農地防<br>災事業<br>費 | 団体営ため池<br>等整備事業費       |
| 21 | 同上                         | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目<br>18-18                                       | 25,000<br>(H30.4)    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上          | 同上         | 同上                      | 同上              | 同上                     |
| 22 | 同上                         | 津市<br>津市西丸之内23-1   | 90,000<br>(H30.4)    | 同上   | 同上  | 同上  | 同上          | 同上         | 同上                      | 同上              | 同上                     |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |     |         |              |
|----|-----------------|-----------------------|-------------------|--|---|--|---------|--------|-----|---------|--------------|
|    |                 |                       |                   |  |   |  |         | 款      | 項   | 目       | 事業名          |
| 23 | 団体営ため池等整備事業費補助金 | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1    | 85,000<br>(H30.4) | ため池の点検調査に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>公的助成措置を講ずることにより、ため池の点検調査を実施し、受益者以外の住民も含めた安全度の向上を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の改修等を進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地防災事業費 | 団体営ため池等整備事業費 |
| 24 | 同上              | 多気町<br>多気郡多気町相可1600   | 90,000<br>(H30.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上           |
| 25 | 同上              | 明和町<br>多気郡明和町大字馬之上945 | 10,000<br>(H30.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上           |
| 26 | 同上              | 玉城町<br>度会郡玉城町田丸114-2  | 15,000<br>(H30.4) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上           |
| 27 | 同上              | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内116    | 25,000<br>(H30.4) | (1)ため池の点検調査に要する経費を補助する。<br>(2)土地改良施設の整備に必要となる全体実施設計、事業費及び経済効果の算定に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>(1)公的助成措置を講ずることにより、ため池の点検調査を実施し、受益者以外の住民も含めた安全度の向上を図る。<br>(2)老朽化が進んでいる農業水利施設について、適切な対策を実施し、施設の健全化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      |              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                     | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |     |         |              |
|----|-----------------|-----------------------------------|--------------------|---|--|--|---------|--------|-----|---------|--------------|
|    |                 |                                   |                    |   |  |  |         | 款      | 項   | 目       | 事業名          |
| 28 | 団体営ため池等整備事業費補助金 | 御浜町<br>南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1         | 21,000<br>(H30.4)  | 土地改良施設の整備に必要となる全体実施設計、事業費及び経済効果の算定に要する経費を補助する。                                  | (目的・理由)<br>老朽化が進んでいる農業水利施設について、適切な対策を実施し、施設の健全化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の改修等を進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。     | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農地防災事業費 | 団体営ため池等整備事業費 |
| 29 | 同上              | 名張市<br>名張市鴻之台1-1                  | 24,000<br>(H30.4)  | (1)土地改良施設の施設整備に要する経費を補助する。<br>(2)土地改良施設の整備に必要となる全体実施設計、事業費及び経済効果の算定に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>(1)公的助成措置を講ずることにより施設整備を実施し、受益者以外の住民も含めた安全度の向上を図る。<br>(2)老朽化が進んでいる農業水利施設について、適切な対策を実施し、施設の健全化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上           |
| 30 | 三重用水施設管理費負担金    | 独立行政法人水資源機構<br>埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 | 125,509<br>(H30.6) | 農水・上水・工水の多目的大規模利水事業として整備された三重用水について、独立行政法人水資源機構が直接管理する管理費のうち、農業用水にかかる経費を負担する。   | (目的・理由)<br>適切な施設管理により、農業用水を安定的に供給し、農業生産基盤の安定を図る。<br>(根拠)<br>独立行政法人水資源機構法   | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する用水供給施設の維持管理等を適切に進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながるから、公益性を有する。 | 同上      | 同上     | 同上  | 国営等推進費  | 国営等関連対策事業費   |
| 31 | 木曾川用水施設管理費負担金   | 同上                                | 36,331<br>(H30.6)  | 農水・上水・工水の多目的大規模利水事業として整備された木曾川用水について、独立行政法人水資源機構が直接管理する管理費のうち、農業用水にかかる経費を負担する。  | 同上   | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上      | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所              | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名   | 支出科目   |     |       |              |
|----|------------------|----------------------------|-------------------|--|---|--|---------|--------|-----|-------|--------------|
|    |                  |                            |                   |  |   |  |         | 款      | 項   | 目     | 事業名          |
| 32 | 土地改良施設整備補修事業費補助金 | 三重県土地改良事業団体連合会<br>津市広明町330 | 87,600<br>(H30.8) | 土地改良施設の整備補修に要する経費を補助する。                                      | (目的・理由)<br>排水機場等における施設の機能の保持と長寿命化等の整備を行うことで、持続的な農業生産を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱             | 公共財<br>排水機場などの機能の維持管理を進めることによって、食料の安定供給など農業が有する機能が発揮されるほか、防災対策にもつながることから、公益性を有する。                    | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 土地改良費 | 県単土地基盤整備事業費  |
| 33 | 団体営かんがい排水事業費補助金  | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1         | 19,500<br>(H30.6) | 老朽化が進んでいる農業水利施設の長寿命化に要する経費を補助する。                             | (目的・理由)<br>老朽化が進んでいる農業水利施設について、長寿命化を図る観点から、適切な機能保全対策を実施し、施設の機能保全を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の適切な維持管理を進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 団体営かんがい排水事業費 |
| 34 | 同上               | 菰野町<br>三重郡菰野町大字潤田1250      | 10,000<br>(H30.6) | 老朽化が進んでいる農業水利施設の長寿命化の整備に必要となる全体実施設計、事業費及び経済効果の算定に要する経費を補助する。 | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |
| 35 | 同上               | 大紀町<br>度会郡大紀町滝原1610-1      | 10,000<br>(H30.6) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上           |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                        | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |     |       |                 |
|----|--------------------------------|---------------------------|-------------------|--|---|---|---------|--------|-----|-------|-----------------|
|    |                                |                           |                   |  |   |   |         | 款      | 項   | 目     | 事業名             |
| 36 | 団体営かんがい排水事業費補助金                | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内<br>116    | 10,000<br>(H30.6) | 老朽化が進んでいる農業水利施設の長寿命化の整備に必要となる全体実施設計、事業費及び経済効果の算定に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>老朽化が進んでいる農業水利施設について、長寿命化を図る観点から、適切な機能保全対策を実施し、施設の機能保全を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱               | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の適切な維持管理等を進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 土地改良費 | 団体営かんがい排水事業費    |
| 37 | 同上                             | 多気町<br>多気郡多気町相可<br>1600   | 20,000<br>(H30.6) | 土地改良施設の整備に必要となる全体実施設計、事業費及び経済効果の算定に要する経費を補助する。               | (目的・理由)<br>農業の生産性向上及び担い手への農地利用集積の促進を目的とした整備を行うための、調査等を行い、整備に必要な実施設計を策定する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱          | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農地整備にかかる実施設計を策定することによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上              |
| 38 | 高度水利機能確保基盤整備事業費補助金(農地耕作条件改善事業) | 菰野町<br>三重郡菰野町大字<br>潤田1250 | 83,000<br>(H30.6) | 国の農地耕作条件改善事業実施要綱要領に基づき、農業用施設等の整備に要する経費を補助する。                 | (目的・理由)<br>農業の競争力を強化するため、農業水利施設等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を図るとともに、高収益作物への転換を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の適切な整備等を進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。   | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 高度水利機能確保基盤整備事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                        | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |     |       |                 |
|----|--------------------------------|-------------------------------|-------------------|--|--|---|---------|--------|-----|-------|-----------------|
|    |                                |                               |                   |  |  |   |         | 款      | 項   | 目     | 事業名             |
| 39 | 高度水利機能確保基盤整備事業費補助金(農業基盤整備促進事業) | 白江野土地改良区<br>鈴鹿市白子1丁目<br>4-20  | 20,000<br>(H30.6) | 国の農業基盤整備促進事業実施要綱要領に基づき、農業用施設等の整備に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率を向上させ農業競争力の強化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>民間だけでは採算性やリスクの観点から負担しきれない多額の費用を要する農業用施設の適切な整備等を進めることによって、農業の振興、食料の安定供給につながることから、公益性を有する。 | 農業基盤整備課 | 農林水産業費 | 農地費 | 土地改良費 | 高度水利機能確保基盤整備事業費 |
| 40 | 同上                             | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1丁目<br>7-29       | 46,977<br>(H30.6) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上              |
| 41 | 同上                             | 玉城町<br>度会郡玉城町田丸<br>114-2      | 14,679<br>(H30.6) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上              |
| 42 | 同上                             | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内<br>116        | 11,500<br>(H30.6) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上              |
| 43 | 同上                             | 宮川用水土地改良区<br>伊勢市河崎1丁目<br>11-8 | 13,750<br>(H30.6) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上              |
| 44 | 同上                             | 鈴鹿農業協同組合<br>鈴鹿市地子町1268        | 36,900<br>(H30.6) | 同上   | 同上   | 同上  | 同上      | 同上     | 同上  | 同上    | 同上              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名        | 支出科目       |     |           |                |
|----|----------------|-------------------------------------|-------------------|---|---|---|--------------|------------|-----|-----------|----------------|
|    |                |                                     |                   |   |   |   |              | 款          | 項   | 目         | 事業名            |
| 45 | 多面的機能支払<br>交付金 | 三重県農地・水・環境<br>保全向上対策協議会<br>津市広明町330 | 12,900<br>(H30.5) | 国事業である多面的機能<br>支払の実施要綱・実施要<br>領に基づき、農地・農業用<br>施設等の資源の保安全管理<br>活動と生物多様性保全、<br>景観形成などの農村環境<br>の保全のための活動を推<br>進する。 | (目的・理由)<br>農地・農業用水等は食<br>料・農業・農村基本計画<br>において社会共通資本と<br>位置づけられており、そ<br>れらを守る多様な主体の<br>参画が必要となる。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金<br>等交付要綱 | 外部(不)経済<br>三重県農地・水・環境保全<br>向上対策協議会は、構成<br>する市町及び多面的機能<br>を守る多様な主体を支援<br>する機関であり、その支援<br>体制の強化を進めること<br>によって、農地・農業用施設<br>等の資源の保安全管理活動<br>と生物多様性保全、景観<br>形成などの農村環境の保<br>全につながることから、公<br>益性を有する。 | 農山漁村づ<br>くり課 | 農林水<br>産業費 | 農地費 | 農村振<br>興費 | 多面的機能支<br>払事業費 |
| 46 | 同上             | 桑名市<br>桑名市中央町<br>2丁目37              | 48,859<br>(H30.5) | 国事業である多面的機能<br>支払の実施要綱・実施要<br>領に基づき、農地・農業用<br>施設等の資源の保安全管理<br>活動と生物多様性保全、<br>景観形成などの農村環境<br>の保全のための活動を支<br>援する。 | 同上  | 公共財<br>多面的機能を有する農地<br>や水路などの農業用施設<br>の保安全管理を進めること<br>によって、農村環境の保全が<br>図られることから、公益性<br>を有する。   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 47 | 同上             | いなべ市<br>いなべ市員弁町笠<br>田新田111          | 56,486<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 48 | 同上             | 木曾岬町<br>桑名郡木曾岬町大<br>字西対海地251        | 28,020<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 49 | 同上             | 東員町<br>員弁郡東員町大字<br>山田1600           | 55,860<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 50 | 同上             | 四日市市<br>四日市市諏訪町<br>1-5              | 44,336<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 51 | 同上             | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目<br>18-18            | 65,653<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名        | 支出科目       |     |           |                |
|----|----------------|---------------------------|--------------------|--|---|--|--------------|------------|-----|-----------|----------------|
|    |                |                           |                    |  |   |  |              | 款          | 項   | 目         | 事業名            |
| 52 | 多面的機能支払<br>交付金 | 亀山市<br>亀山市本丸町577          | 12,653<br>(H30.5)  | 国事業である多面的機能<br>支払の実施要綱・実施要<br>領に基づき、農地・農業用<br>施設等の資源の保全管理<br>活動と生物多様性保全、<br>景観形成などの農村環境<br>の保全のための活動を支<br>援する。 | (目的・理由)<br>農地・農業用水等は食<br>料・農業・農村基本計画<br>において社会共通資本と<br>位置づけられており、そ<br>れらを守る多様な主体の<br>参画が必要となる。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金<br>等交付要綱 | 公共財<br>多面的機能を有する農地<br>や水路などの農業用施設<br>の保全管理を進めること<br>によって、農村環境の保全が<br>図られることから、公益性<br>を有する。 | 農山漁村づ<br>くり課 | 農林水<br>産業費 | 農地費 | 農村振<br>興費 | 多面的機能支<br>払事業費 |
| 53 | 同上             | 菰野町<br>三重郡菰野町大字<br>潤田1250 | 89,761<br>(H30.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 54 | 同上             | 津市<br>津市西丸之内23-1          | 149,436<br>(H30.5) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 55 | 同上             | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1        | 149,070<br>(H30.5) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 56 | 同上             | 多気町<br>多気郡多気町相可<br>1600   | 37,927<br>(H30.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 57 | 同上             | 明和町<br>多気郡明和町大字<br>馬之上945 | 36,226<br>(H30.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 58 | 同上             | 伊勢市<br>伊勢市岩淵1丁目<br>7-29   | 96,485<br>(H30.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 59 | 同上             | 玉城町<br>度会郡玉城町田丸<br>114-2  | 48,617<br>(H30.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 60 | 同上             | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内<br>116    | 160,204<br>(H30.5) | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |
| 61 | 同上             | 名張市<br>名張市鴻之台1-1          | 25,022<br>(H30.5)  | 同上   | 同上  | 同上   | 同上           | 同上         | 同上  | 同上        | 同上             |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |       |                  |
|----|---------------------|--------------------------|-------------------|---|---|--|----------|--------|-----|-------|------------------|
|    |                     |                          |                   |   |   |  |          | 款      | 項   | 目     | 事業名              |
| 62 | 団体営農業集落排水整備促進事業費補助金 | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目<br>18-18 | 16,000<br>(H30.4) | 農業集落において、し尿、生活雑排水を処理する既整備施設の機能保全等に要する経費を補助する。<br>(平成30年度実施地区:鈴鹿市地区) | (目的・理由)<br>農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>公共用水域の水質保全を図る事業であり、民間で取り組む可能性が無いため、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 農村振興費 | 団体営農業集落排水整備促進事業費 |
| 63 | 同上                  | 亀山市<br>亀山市本丸町577         | 26,000<br>(H30.4) | 農業集落において、し尿、生活雑排水を処理する既整備施設の機能保全等に要する経費を補助する。<br>(平成30年度実施地区:亀山市地区) | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上               |
| 64 | 同上                  | 名張市<br>名張市鴻之台1-1         | 30,418<br>(H30.4) | 農業集落排水施設の整備を支援するため、市町の起債償還に対して助成する。<br>(平成30年度実施地区:比奈知地区、名張市第1地区)   | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 同上               |
| 65 | 団体営農業集落排水整備支援事業費補助金 | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目<br>18-18 | 42,524<br>(H30.4) | 農業集落排水施設の整備を支援するため、市町の起債償還に対して助成する。<br>(平成30年度実施地区:三宅・徳居地区)         | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上    | 団体営農業集落排水整備支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |     |        |               |
|----|-----------------|------------------------|-------------------|---|---|--|----------|--------|-----|--------|---------------|
|    |                 |                        |                   |   |   |  |          | 款      | 項   | 目      | 事業名           |
| 66 | 中山間地域等直接支払事業交付金 | いなべ市<br>いなべ市員弁町笠田新田111 | 20,875<br>(H30.5) | 中山間地域等における耕作放棄の未然防止を図るため、条件不利農地の耕作者に対して、生産条件格差相当額を交付する。 | (目的・理由)<br>中山間地域等において農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保するため、耕作放棄の主要因である生産条件の格差を補正する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部経済<br>生産条件が平地に比べ不利な中山間地域等の農地の適正管理を促進することによって、農地の多面的機能の維持増進につながることから、公益性を有する。 | 農山漁村づくり課 | 農林水産業費 | 農地費 | 中山間振興費 | 中山間地域等直接支払事業費 |
| 67 | 同上              | 亀山市<br>亀山市本丸町577       | 11,020<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 68 | 同上              | 津市<br>津市西丸之内23-1       | 27,453<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 69 | 同上              | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1     | 11,219<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 70 | 同上              | 伊賀市<br>伊賀市上野丸之内116     | 87,720<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 71 | 同上              | 大台町<br>多気郡大台町佐原750     | 12,748<br>(H30.5) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |
| 72 | 同上              | 玉城町<br>度会郡玉城町田丸114-2   | 14,679<br>(H30.6) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上  | 同上     | 同上            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称             | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |         |                  |
|----|---------------------|------------------------|--------------------|---|--|---|----------|--------|-----|---------|------------------|
|    |                     |                        |                    |   |  |   |          | 款      | 項   | 目       | 事業名              |
| 73 | 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金    | 未定<br>(県内の各地域獣害対策協議会等) | 280,000<br>(H30.6) | 獣害対策に取り組む県内の地域獣害対策協議会等に対し、侵入防止柵の設置等のハード対策及び、有害捕獲、被害防除、生息環境管理等のソフト対策に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>野生鳥獣による農作物等への被害の軽減に向けて、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町が作成した被害防止計画による取組を進める。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 外部(不)経済<br>中山間地域では、日常的に野生鳥獣による農作物被害を受けており、被害軽減に向けた対策を講じることは、地域での農業生産の継続や集落の機能維持につながるため、公益性を有する。 | 獣害対策課    | 農林水産業費 | 農業費 | 農業経営対策費 | 獣害につよい地域づくり推進事業費 |
| 74 | 中山間地域所得向上支援整備事業費補助金 | 同上                     | 20,000<br>(H30.6)  | 獣害対策に取り組む県内の地域獣害対策協議会等に対し、侵入防止柵の設置等のハード対策に要する経費を補助する。                           | (目的・理由)<br>収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱       | 同上  | 同上       | 同上     | 同上  | 同上      | 同上               |
| 75 | 造林事業費補助金            | 未定                     | 415,292<br>(H30.6) | 植栽、下刈り、間伐等に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るためには、森林の整備及びこれに必要な路網の整備が必要である。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱      | 公共財<br>森林整備を行うことによって、水源かん養や土砂流出防止等の森林の公益的機能の高度発揮につながることから、公益性を有する。                              | 森林・林業経営課 | 同上     | 林業費 | 造林費     | 造林事業費            |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容                                 | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |     |         |                   |
|----|----------------------|---------------|--------------------|--------------------------------------|--|---|----------|--------|-----|---------|-------------------|
|    |                      |               |                    |                                      |  |   |          | 款      | 項   | 目       | 事業名               |
| 76 | 県単森林環境創造事業費補助金       | 未定            | 43,708<br>(H30.6)  | 植栽、下刈り、間伐等に要する経費を補助する。               | (目的・理由)<br>水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るためには、森林の整備及びこれに必要な路網の整備が必要である。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                            | 公共財<br>森林整備を行うことによって、水源かん養や土砂流出防止等の森林の公益的機能の高度発揮につながることから、公益性を有する。                                | 森林・林業経営課 | 農林水産業費 | 林業費 | 森林総務費   | 森林環境創造事業費         |
| 77 | 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金 | 未定            | 76,300<br>(H30.4)  | 路網の整備や高性能林業機械の導入等に要する経費を補助する。        | (目的・理由)<br>地域材の安定的・効率的な供給体制の構築、木材需要の創出、持続的な林業経営の構築を図ることを目的とする。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                | 公共財<br>林業の持続的な発展を図るためには、林業の生産基盤を整備することが不可欠であり、本取組は、地域材の有効活用を促進させ、森林の持つ公益的機能の発揮を図るものであるため、公益性を有する。 | 同上       | 同上     | 同上  | 林業振興指導費 | 森林整備加速化・林業再生基金事業費 |
| 78 | 林業・木材産業構造改革事業費補助金    | 未定            | 248,560<br>(H30.4) | 間伐や森林作業道、コンテナ苗生産基盤施設の整備等に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>林業の持続的な発展と、需要構造の変化に対応した林産物等の供給・利用の確保を推進するため、競争力のある木材産地等の形成と地域材等の安定的な供給を図ることを目的とする。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>林業の生産基盤の整備や間伐材等の供給力の強化等の取組は、地域材の有効活用を促進させ、森林の持つ公益的機能の発揮を図るものであるため、公益性を有する。                 | 同上       | 同上     | 同上  | 同上      | 林業・木材産業構造改革事業費    |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |             |         |                          |
|----|------------------|---------------|--------------------|--|--|--|----------|--------|-------------|---------|--------------------------|
|    |                  |               |                    |  |  |  |          | 款      | 項           | 目       | 事業名                      |
| 79 | 森林経営計画作成推進事業費補助金 | 未定            | 42,058<br>(H30.4)  | 森林組合などの林業事業者が森林所有者から森林経営の委託を受けて「森林経営計画」を作成する場合(委託型)や森林所有者等が共同して「森林経営計画」を作成する場合(共同等)に必要な活動のほか、森林境界の明確化に係る活動を支援し、施業集約化による効率的な間伐等を促進する。 | (目的)<br>計画的かつ適切な森林管理を進めるため、「森林経営計画」の作成を推進する必要がある。<br><br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 公共財<br>森林を適切に整備するための森林経営計画を作成することは、森林の公益的機能の発揮に資するものであるため、公益性を有する。                           | 森林・林業経営課 | 農林水産業費 | 林業費         | 林業振興指導費 | 森林整備対策費<br>森林経営計画作成推進事業費 |
| 80 | 林道事業費補助金         | 未定            | 110,504<br>(H30.6) | 森林整備に不可欠な林道の開設や改良及び点検診断、保全整備等に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>森林の適正な維持管理による公益的機能の高度発揮と林産物の安定供給を図るため林道を開設するとともに、輸送力の向上と通行の安全確保等を図るため既設林道の改良等を実施する。また、林道橋の長寿命化を図るために点検診断、補強及び更新等を行う。<br><br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>林道は、水源かん養や土砂流出防止をはじめとする森林の持つ公益的機能の高度発揮を促進する森林整備に不可欠な施設であるとともに、一般交通の用にも供されるため、公益性を有する。 | 治山林道課    | 同上     | 同上          | 林道費     | 林道事業費                    |
| 81 | 林業用施設災害復旧事業費補助金  | 未定            | 628,380<br>(H31.3) | 林道施設の災害復旧に要する経費を補助する。  | (目的・理由)<br>台風や豪雨等により被災した林道施設を復旧し、林道の機能回復や通行の安全性の確保等を図る。<br><br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 同上   | 同上       | 災害復旧費  | 農林水産施設災害復旧費 | 林野災害復旧費 | 林道施設災害復旧事業費              |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所                | 交付予定額<br>(予定時期)              | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名    | 支出科目   |      |          |                    |
|----|--------------------------|------------------------------|------------------------------|--|--|---|----------|--------|------|----------|--------------------|
|    |                          |                              |                              |  |  |   |          | 款      | 項    | 目        | 事業名                |
| 82 | 自然に親しむ施設整備事業費補助金         | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7番29号         | 10,000<br>(H30.4)            | 自然公園施設の整備に要する経費を補助する。  | (目的)<br>自然とのふれあいの促進及び自然環境の保全を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                    | 市場の不完全性<br>自然公園施設を整備するためには、多額の費用を要するため、国の交付金によらなければ事業実施は困難である。また、施設整備によって自然とのふれあいの促進が図られることから公益性を有する。 | みどり共生推進課 | 農林水産業費 | 林業費  | 自然公園費    | 自然公園ナショナルパーク化促進事業費 |
| 83 | みえ森と緑の県民税市町交付金<br>事業費交付金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5<br>ほか20市町 | 659,778<br>(H30.4)           | 地域の实情に応じて行う以下の対策に要する経費を補助する。<br>(1)土砂や流木を出さない森林づくり<br>(2)暮らしに身近な森林づくり<br>(3)森を育む人づくり<br>(4)木の薫る空間づくり<br>(5)地域の身近な水や緑の環境づくり | (目的・理由)<br>災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                       | 公共財<br>「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」は、災害時の被害軽減や森林の公益的機能の発揮につながることから、公益性を有する。                       | 同上       | 同上     | 同上   | 緑化対策費    | みえ森と緑の県民税市町交付金事業費  |
| 84 | 漁業近代化資金<br>利子補給金         | 三重県信用漁業協同組合連合会<br>津市広明町323-1 | 54,647<br>(H30.8)<br>(H31.2) | 漁業者等の資本装備の高度化と経営の近代化に必要な資金の円滑な融通を図るため、融資機関に利子補給を行う。  | (目的・理由)<br>漁業者等が必要とする施設資金等に利子補給の助成措置を講ずることにより、漁業者等の資本装備の高度化と経営の近代化を促進する。<br>(根拠)<br>漁業近代化資金融通法 | 市場の不完全<br>資本装備の高度化を図るには多額の資金が必要であり、低利の資金融通等が行われないと経営の近代化が困難であるため、漁業の振興や食料の安定供給の観点から、公益性を有する。          | 水産資源・経営課 | 同上     | 水産業費 | 水産業経営対策費 | 漁業近代化資金融通事業費       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所         | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名    | 支出科目   |      |         |                   |
|----|-------------------|-----------------------|-------------------|---|---|--|----------|--------|------|---------|-------------------|
|    |                   |                       |                   |   |   |  |          | 款      | 項    | 目       | 事業名               |
| 85 | 離島漁業再生支援交付金       | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1-1    | 12,988<br>(H30.4) | 離島の漁業集落が漁業再生のために行う海底耕耘や漁場監視等の取組を支援する。   | (目的・理由)<br>漁業再生のための取組を支援し、離島漁業の活性化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱   | 公共財<br>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるが、販売・生産面で不利な条件下に置かれており、漁業就業者の減少や高齢化が一層進行している。離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など漁業者の前進基地となっていることから、離島漁業の維持・発展のための支援は公益性を有する。 | 水産資源・経営課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産業振興費  | 離島漁業再生支援事業費       |
| 86 | 水産物供給基盤機能保全事業費補助金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5    | 53,500<br>(H30.4) | 効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う市町に補助する。 | (目的・理由)<br>これまでに整備されてきた漁港・漁場施設の健全度を把握し、計画的な修繕及び保全工事を行うことにより、当該漁港・漁場施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの最小化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁港・漁場施設は、水産物の安定供給のため、広く漁業者が共同利用する公共施設であり、施設整備には多額の費用を要するため、国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であることから、公益性を有する。                              | 水産基盤整備課  | 同上     | 同上   | 水産基盤整備費 | 市町営水産物供給基盤機能保全事業費 |
| 87 | 同上                | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目18番18号 | 40,000<br>(H30.4) | 同上  | 同上  | 同上   | 同上       | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |      |         |                   |
|----|-------------------|-------------------------|--------------------|---|---|---|---------|--------|------|---------|-------------------|
|    |                   |                         |                    |   |   |   |         | 款      | 項    | 目       | 事業名               |
| 88 | 水産物供給基盤機能保全事業費補助金 | 津市<br>津市西丸之内23-1        | 108,500<br>(H30.4) | 効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う市町に補助する。 | (目的・理由)<br>これまでに整備されてきた漁港・漁場施設の健全度を把握し、計画的な修繕及び保全工事を行うことにより、当該漁港・漁場施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの最小化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁港・漁場施設は、水産物の安定供給のため、広く漁業者が共同利用する公共施設であり、施設整備には多額の費用を要するため、国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であることから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産基盤整備費 | 市町営水産物供給基盤機能保全事業費 |
| 89 | 同上                | 松阪市<br>松阪市殿町1340-1      | 14,500<br>(H30.4)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |
| 90 | 同上                | 明和町<br>多気郡明和町大字馬之上945   | 50,000<br>(H30.4)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |
| 91 | 同上                | 伊勢市<br>伊勢市岩渕1丁目7-29     | 26,000<br>(H30.4)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |
| 92 | 同上                | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 | 15,000<br>(H30.4)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |
| 93 | 同上                | 尾鷲市<br>尾鷲市中央町10-43      | 48,500<br>(H30.4)  | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所           | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |      |         |                   |
|----|-------------------|-------------------------|-------------------|---|---|---|---------|--------|------|---------|-------------------|
|    |                   |                         |                   |   |   |   |         | 款      | 項    | 目       | 事業名               |
| 94 | 水産物供給基盤機能保全事業費補助金 | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1-1      | 24,000<br>(H30.4) | 効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事を行う市町に補助する。 | (目的・理由)<br>これまでに整備されてきた漁港・漁場施設の健全度を把握し、計画的な修繕及び保全工事を行うことにより、当該漁港・漁場施設を長寿命化し、ライフサイクルコストの最小化を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁港・漁場施設は、水産物の安定供給のため、広く漁業者が共同利用する公共施設であり、施設整備には多額の費用を要するため、国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であることから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産基盤整備費 | 市町営水産物供給基盤機能保全事業費 |
| 95 | 農山漁村地域整備事業費補助金    | 津市<br>津市西丸之内23-1        | 50,000<br>(H30.4) | 地域が主体となり、地域の柔軟な創造力を生かし、活力ある漁村の再生を円滑に進められるよう、地域のストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的な整備等を推進する市町に補助する。             | (目的・理由)<br>漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、漁港の整備並びに漁業集落の環境整備等を図り、漁村地域の総合的な整備を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                       | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 市町営農山漁村地域整備事業費    |
| 96 | 同上                | 志摩市<br>志摩市阿児町鵜方3098-22  | 31,500<br>(H30.4) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |
| 97 | 同上                | 南伊勢町<br>度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057 | 13,000<br>(H30.4) | 同上  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 同上                |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |      |         |                 |
|-----|--------------------|------------------------|-------------------|---|---|---|---------|--------|------|---------|-----------------|
|     |                    |                        |                   |   |   |   |         | 款      | 項    | 目       | 事業名             |
| 98  | 農山漁村地域整備事業費補助金     | 熊野市<br>熊野市井戸町796       | 91,500<br>(H30.4) | 地域が主体となり、地域の柔軟な創造力を生かし、活力ある漁村の再生を円滑に進められるよう、地域のストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的な整備等を推進する市町に補助する。 | (目的・理由)<br>漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、漁港の整備並びに漁業集落の環境整備等を図り、漁村地域の総合的な整備を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>漁港・漁場施設は、水産物の安定供給のため、広く漁業者が共同利用する公共施設であり、施設整備には多額の費用を要するため、国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であることから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産基盤整備費 | 市町営農山漁村地域整備事業費  |
| 99  | 県単沿岸漁場整備事業費        | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町東長島769-1 | 36,000<br>(H30.4) | 津波被害から背後集落を守るとともに、あわせて重要な養殖漁場の保全を図るため、市町が実施する海岸保全施設整備を支援する。                                   | (目的・理由)<br>沿岸漁場の整備を促進し、水産資源の増大を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                       | 市場の不完全性<br>漁港海岸は、高潮や津波から背後集落を守るとともに、漁場を保全するなど重要な役割を担っていることから、漁港海岸の整備を行うことは、公益性を有する。                         | 同上      | 同上     | 同上   | 同上      | 県単沿岸漁場整備事業費     |
| 100 | 強い水産業づくり施設整備事業費補助金 | 桑名市<br>桑名市中央町2-37      | 17,100<br>(H30.4) | 冷凍施設の維持管理コスト削減及び生産性向上のために、冷凍機の整備に要する経費を県が間接補助事業者となり補助する。                                      | (目的・理由)<br>共同利用施設を整備し、漁業者の所得向上を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱                                       | 市場の不完全性<br>水産物の安定供給のため、漁業者が共同利用する施設であり、施設整備には多額の費用を要するため、国の補助金によらなければ事業実施が困難であることから、公益性を有する。                | 同上      | 同上     | 同上   | 水産業振興費  | 強い水産業づくり施設整備事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

| 番号  | 補助金等の名称                    | 補助事業者等の氏名及び住所             | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目   |      |        |                 |
|-----|----------------------------|---------------------------|-------------------|--|--|---|---------|--------|------|--------|-----------------|
|     |                            |                           |                   |  |  |   |         | 款      | 項    | 目      | 事業名             |
| 101 | 強い水産業づくり<br>施設整備事業費<br>補助金 | 大紀町<br>度会郡大紀町滝原<br>1610-1 | 30,000<br>(H30.4) | 南海トラフ地震に備えるために、燃油補給施設の耐震・耐浪化に要する経費を県が間接補助事業者となり補助する。 | (目的・理由)<br>防災対策に関わる施設を整備し、災害に強い漁業地域づくりの実現を図る。<br>(根拠)<br>農林水産部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>地震や津波による災害の未然防止に資する施設であり、施設整備には多額の費用を要するため、国の補助金によらなければ事業実施が困難であることから、公益性を有する。 | 水産基盤整備課 | 農林水産業費 | 水産業費 | 水産業振興費 | 強い水産業づくり施設整備事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名       | 支出科目 |      |        |           |
|----|--------------|------------------------------------|----------------------|--|---|--|-------------|------|------|--------|-----------|
|    |              |                                    |                      |  |   |  |             | 款    | 項    | 目      | 事業名       |
| 1  | 四日市港管理組合県負担金 | 四日市港管理組合<br>四日市市霞2-1-1             | 1,519,645<br>(H30.4) | 港湾法の規定による港湾管理者の業務に対する県負担金を交付する。                      | (目的・理由)<br>三重県は四日市港管理組合の組織団体として必要な経費を負担する。<br>(根拠)<br>四日市港管理組合規約第17条(経費支弁の方法)                         | 公共財<br>国際拠点港湾である四日市港は、県内産業を支える物流拠点として、高い公益性を有している。一方、港湾施設の建設・維持にあたり、港湾使用料等の収入のみで行うことは非常に困難であり、組織団体である三重県からの負担金による経費支弁が必要である。 | 雇用経済<br>総務課 | 土木費  | 港湾費  | 港湾諸費   | 四日市港関係諸費  |
| 2  | 運輸事業振興助成交付金  | 一般社団法人三重県トラック協会<br>津市桜橋3-53-11     | 481,971<br>(H30.5)   | 輸送力の確保・輸送サービスの改善、安全性の確保、環境保全対策、公共共同施設の整備等にかかる諸事業を行う。 | (目的・理由)<br>産業経済や県民生活を支える公共交通機関の利便性の向上、基盤強化、環境対策等を促進する。<br>(根拠)<br>運輸事業の振興の助成に関する法律<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>運輸事業の振興の助成に関する法律(平成23年法律第101号)に基づき、各都道府県知事に交付することが求められている交付金である。   | 同上          | 商工費  | 商工業費 | 商工業総務費 | 地域産業総合事業費 |
| 3  | 同上           | 公益社団法人三重県バス協会<br>津市雲出長常町<br>1190-1 | 30,231<br>(H30.8)    | 同上   | 同上  | 同上   | 同上          | 同上   | 同上   | 同上     | 同上        |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称               | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |             |
|----|-----------------------|----------------------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-------|---------|-------------|
|    |                       |                                  |                   |  |   |  |       | 款    | 項     | 目       | 事業名         |
| 4  | 日本貿易振興機構三重貿易情報センター負担金 | 独立行政法人日本貿易振興機構<br>東京都港区赤坂1-12-32 | 11,882<br>(H30.8) | 海外取引の拡大等県内中小企業の国際化を支援するため、日本貿易振興機構(JETRO)等専門機関との連携により、個々の企業ニーズに応じて販路開拓等の支援、海外市場動向・制度に関する情報の収集・提供等のサービスを提供する。 | (目的・理由)<br>三重県内企業の国際化支援のため、貿易・投資相談及び各種経済セミナー開催等を実施する日本貿易振興機構三重貿易情報センターの運営に要する経費の一部を負担する。<br>(根拠)<br>三重貿易相談所運営に関する協定書(昭和49年3月1日) | 市場の不完全<br>県内産業の国際化を図ることは、本県経済の競争力強化につながり、<br>税収及び雇用の確保に資するものであることから、<br>県が支援を行うことは適当である。 | 国際戦略課 | 商工費  | 商工業費  | 貿易振興費   | 海外貿易投資促進事業費 |
| 5  | 技能向上対策費補助金            | 三重県職業能力開発協会<br>津市栄町1-954         | 43,788<br>(H30.4) | 技能の普及振興を図るため、客観的な技能の評価を行う技能検定制度の普及と充実を推進し、技能検定及びその他技能検定試験に関する業務を行う。  | (目的・理由)<br>同協会が実施する技能検定業務の適切な実施のための支援を行う。<br>(根拠)<br>職業能力開発促進法<br>技能向上対策費補助金<br>交付要綱<br>雇用経済部関係補助金<br>等交付要綱                     | 外部(不)経済<br>技能検定の公正な実施及び客観的な技能評価の普及と充実のため、<br>公的関与が必要である。                                 | 雇用対策課 | 労働費  | 職業訓練費 | 職業訓練総務費 | 技能尊重社会形成事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |            |
|----|------------------|------------------------|--------------------|---|--|--|----------------|------|------|--------|------------|
|    |                  |                        |                    |   |  |  |                | 款    | 項    | 目      | 事業名        |
| 6  | 発電用施設周辺地域振興事業補助金 | 未定(県内10市町程度)           | 143,782<br>(H30.4) | 発電用施設周辺地域の市町が実施する企業導入及び産業活性化のための事業並びにスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等福祉対策措置としての公共施設整備等に対し補助する。    | (目的・理由)<br>電源立地地域対策交付金を活用し、地域の活性化、福祉の向上を支援することにより、電源立地に対する県民の理解と協力を深め、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱                  | 公共財<br>地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、電源立地に対する県民の理解と協力を深めるものである。   | エネルギー政策・ICT活用課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 総合エネルギー対策費 |
| 7  | 電源立地地域対策交付金(水力枠) | 紀北町<br>北牟婁郡紀北町東長島769-1 | 11,441<br>(H30.4)  | 既存水力発電施設の所在する市町が実施する企業導入及び産業活性化のための事業並びにスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等福祉対策措置としての公共施設整備等に対し補助する。 | (目的・理由)<br>電源立地地域対策交付金を活用し、水力発電施設の所在する市町の地域の活性化、福祉の向上を支援することにより、水力発電施設に対する県民の理解と協力を深め、水力発電施設の設置及び運転の円滑化を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、水力発電施設に対する県民の理解と協力を深めるものである。 | 同上             | 同上   | 同上   | 同上     | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所      | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |               |
|----|------------------|--------------------|--------------------|---|--|--|----------------|------|------|--------|---------------|
|    |                  |                    |                    |   |  |  |                | 款    | 項    | 目      | 事業名           |
| 8  | 電源立地地域対策交付金(水力枠) | 熊野市<br>熊野市井戸町796   | 10,030<br>(H30.4)  | 既存水力発電施設の所在する市町が実施する企業導入及び産業活性化のための事業並びにスポーツレクリエーション施設、教育文化施設等福祉対策措置としての公共施設整備等に対し補助する。 | (目的・理由)<br>電源立地地域対策交付金を活用し、水力発電施設の所在する市町の地域の活性化、福祉の向上を支援することにより、水力発電施設に対する県民の理解と協力を深め、水力発電施設の設置及び運転の円滑化を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>地域の活性化、福祉の向上を図ることにより、水力発電施設に対する県民の理解と協力を深めるものである。 | エネルギー政策・ICT活用課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 総合エネルギー対策費    |
| 9  | 石油貯蔵施設立地対策等交付金   | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5 | 111,740<br>(H30.7) | 石油貯蔵施設周辺地域の市町が実施する、石油貯蔵施設の設置に伴い整備することが必要と認められる公共用の施設・設備の整備に対し補助する。                      | (目的・理由)<br>石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、石油貯蔵施設周辺地域における住民の福祉向上を図ることにより理解と協力を深め、石油貯蔵施設の設置及び運転の円滑化を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱                   | 公共財<br>住民福祉の向上を図ることにより、石油貯蔵施設への県民の理解と協力を深めるものである。        | 同上             | 同上   | 同上   | 同上     | 石油貯蔵施設立地対策事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                  | 補助事業者等の氏名及び住所                                  | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |                   |
|----|--------------------------|--|-------------------|--|--|--|----------------|------|------|--------|-------------------|
|    |                          |  |                   |  |  |  |                | 款    | 項    | 目      | 事業名               |
| 10 | 四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金 | 未定(県内8事業所程度)                                   | 80,000<br>(H30.7) | 四日市コンビナートの事業所が実施する耐震化、浸水対策などの施設改修、事業継続計画(BCP)策定などの強靱化対策関連事業等に対し補助する。 | (目的・理由)<br>四日市コンビナートにおける強靱化対策強化の促進により、自然災害発生時の県内産業や雇用への影響を最小限に食い止めるとともに、四日市コンビナートへの信頼を高めることで取引先の拡大などさらなる活性化につなげる。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 公共財<br>自然災害発生時において、四日市コンビナートの産業や雇用への影響をできる限り食い止めるとともに、コンビナートへの信頼性を高めるものである。  | エネルギー政策・ICT活用課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 四日市コンビナート競争力強化事業費 |
| 11 | 三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金    | 未定(県内に事業所を置く産業廃棄物排出事業者及び当該事業者を組合員とする法人格を有する組合) | 80,000<br>(H30.7) | 産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化を行うための設備機器の設置に対して補助する。            | (目的・理由)<br>県内の産業廃棄物の排出量削減を目的として、産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化を行うための設備導入への経費の一部を助成する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱                        | 市場の不完全性<br>産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化を行うための設備導入に取り組むことは、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会を目指す観点から必要であり、県が支援を行うことは妥当である。 | ものづくり推進課       | 同上   | 同上   | 同上     | 産業廃棄物抑制事業費        |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所                  | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名          | 支出科目 |      |         |                  |
|----|----------------------|--------------------------------|--------------------|---|--|--|----------------|------|------|---------|------------------|
|    |                      |                                |                    |   |  |  |                | 款    | 項    | 目       | 事業名              |
| 12 | 高度部材イノベーションセンター事業補助金 | 公益財団法人三重県産業支援センター<br>津市栄町1-891 | 100,621<br>(H30.4) | 県内外の研究機関、産業支援機関、企業等との連携強化、評価計測機器の開放による県内中小企業の製品開発や技術課題の解決支援を実施する。 | (目的・理由)<br>高度部材イノベーションセンターを拠点に、川上産業と川下産業の連携、大企業と中小企業・小規模企業の連携、多様な人材・研究機関の交流などのコーディネートを進め、活力ある地域経済社会構築に寄与する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全性<br>県内の中小企業等へのコーディネート支援や人材・研究機関間の交流などのコーディネートを進めることは新技術開発や新事業展開を通じた地域産業の活性化や雇用確保につながるため、公益性を有し、県が支援を行うことは妥当である。 | ものづくり推進課       | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費  | 高度部材に係る研究開発促進事業費 |
| 13 | 三重県中小企業支援センター等事業費補助金 | 公益財団法人三重県産業支援センター<br>津市栄町1-891 | 140,436<br>(H30.4) | 支援体制整備事業、窓口等相談事業、その他の中小企業に対する支援事業に要する経費を補助する。                     | (目的・理由)<br>中小企業の経営資源を強化し、経営革新や新事業の創出・育成等の取組を促進するために公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行い、活力ある地域経済社会の構築に寄与する。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱    | 市場の不完全<br>経営基盤の脆弱な中小企業に対して支援を行い自律的發展を促すことは、地域産業の活性化や雇用確保につながるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。                               | 中小企業・サービス産業振興課 | 同上   | 同上   | 経営指導育成費 | 産業支援センター事業費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称          | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期)      | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |               |
|----|------------------|-------------------------------|----------------------|--|---|---|----------------|------|------|--------|---------------|
|    |                  |                               |                      |  |   |   |                | 款    | 項    | 目      | 事業名           |
| 14 | 中小企業連携組織対策事業費補助金 | 三重県中小企業団体中央会<br>津市栄町1-891     | 103,966<br>(H30.4)   | 三重県中小企業団体中央会が行う中小企業の連携組織化、中小企業団体の育成指導のための窓口相談、巡回指導、専門家による指導等の事業に要する経費を補助する。      | (目的・理由)<br>中小企業者の連携組織化の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業の地位の向上を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全行政が認可して設立された事業協同組合等が、それぞれの業界の実状に即応して最も適正な組合形態を作り上げていくには、経営基盤が脆弱な組合員たる中小企業者の独力では困難であることから、県と中央会が協働して支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。 | 中小企業・サービス産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 中小企業連携組織対策事業費 |
| 15 | 小規模事業支援費補助金      | 三重県商工会連合会 他<br>津市栄町1-891<br>他 | 1,389,141<br>(H30.4) | 商工会、商工会議所、商工会連合会が経営指導員等を設置し、小規模事業者等の経営・技術の改善、発達等を図る事業(個別相談指導、講習会開催等)に要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>小規模事業者等の振興と安定を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱                             | 市場の不完全経営資源の限られた小規模事業者の経営・技術の改善、発達を図るためには、小規模事業者等を指導する商工会、商工会議所及び商工会連合会を活用することが最も効率的、効果的であることから、県が支援することは妥当であり、公益性を有する。          | 同上             | 同上   | 同上   | 同上     | 小規模事業支援費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称            | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)              | 事業内容                                | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名          | 支出科目 |      |        |           |
|----|--------------------|------------------------|------------------------------|-------------------------------------|---|--|----------------|------|------|--------|-----------|
|    |                    |                        |                              |                                     |   |  |                | 款    | 項    | 目      | 事業名       |
| 16 | 信用保証協会保証料軽減補助金     | 三重県信用保証協会<br>津市桜橋3-399 | 321,467<br>(H31.3)           | 三重県中小企業融資制度に係る保証料の軽減に要する当該保証料を補助する。 | (目的・理由)<br>三重県中小企業融資制度利用者の保証料の軽減を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全信用力が弱いため、民間金融機関の融資だけでは資金供給が充分でない中小零細企業等に対し、県が信用保証協会と連携し、資金調達を補完的に支援することは妥当であり、公益性を有する。                                     | 中小企業・サービス産業振興課 | 商工費  | 商工業費 | 商工業振興費 | 経営基盤確立事業費 |
| 17 | 三重県中小企業融資制度利子補給補助金 | 未定<br>(取扱金融機関34行)      | 52,570<br>(H30.9)<br>(H31.3) | 三重県中小企業融資制度に係る利息の軽減に要する経費を補助する。     | (目的・理由)<br>三重県中小企業融資制度利用者の利息の軽減を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱  | 市場の不完全信用力が弱いため、資金調達コストの負担が大きい中小企業が、経営革新や環境保全対策等に取り組む場合、中小企業の負担軽減が図られるよう、民間金融機関へ利子補給を行い、必要な事業資金の調達が円滑に行われるよう支援することは妥当であり、公益性を有する。 | 同上             | 同上   | 同上   | 同上     | 同上        |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                              | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|---------------|--|--------------------|--|---|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |               |  |                    |  |   |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 18 | 産業集積促進補助金     | シャープ株式会社<br>大阪府堺市匠町1番地                     | 200,000<br>(H31.3) | 液晶テレビ・パネルの工場の立地に対して補助する。<br>亀山工場<br>業種:電子部品・デバイス・電子回路製造業 | (目的・理由)<br>情報通信関連の産業集積の核となる工場の新規立地に対して土地取得及び設備投資の費用を補助することにより、当該事業所のみならず関連産業の集積の促進を図る。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化を図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 19 | マザー工場型拠点立地補助金 | 京セラドキュメントソリューションズ株式会社<br>大阪府大阪市中央区玉造1-2-28 | 50,000<br>(H31.3)  | マザー工場化への取組による施設等の増設に対して補助する。<br>玉城工場<br>業種:化学工業          | (目的・理由)<br>マザー工場化への設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例                             | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 20 | 同上            | JSR株式会社<br>東京都港区東新橋1-9-2                   | 40,000<br>(H30.12) | マザー工場化への取組による施設等の増設に対して補助する。<br>四日市工場<br>業種:化学工業         | 同上  | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                    | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|---------------|----------------------------------|--------------------|---|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |               |                                  |                    |   |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 21 | マザー工場型拠点立地補助金 | 第一工業製薬株式会社<br>京都府京都市下京区西七条東久保町55 | 80,000<br>(H30.12) | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>四日市事業所霞工場<br>業種:化学工業 | (目的・理由)<br>マザー工場化への設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 22 | 同上            | 株式会社イーテック<br>四日市市大治田1-6-16       | 21,500<br>(H30.6)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>四日市工場<br>業種:化学工業     | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 23 | 同上            | 富士電機株式会社<br>東京都品川区大崎1-11-2       | 80,000<br>(H31.3)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>三重工場<br>業種:電気機械器具製造業 | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称       | 補助事業者等の氏名及び住所                                      | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|---------------|--|--------------------|---|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |               |  |                    |   |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 24 | マザー工場型拠点立地補助金 | 株式会社エクセディ<br>大阪府寝屋川市木田元宮1-1-1                      | 90,000<br>(H31.3)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>上野事業所<br>業種:輸送用機械器具製造業 | (目的・理由)<br>マザー工場化への設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 25 | 同上            | 株式会社オーハシテクニカ<br>東京都港区虎ノ門四丁目3番13号<br>ヒューリック神谷町ビル10階 | 100,000<br>(H31.1) | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>鈴鹿工場<br>業種:輸送用機械器具製造業  | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 26 | 同上            | 三井化学株式会社<br>東京都港区東新橋一丁目5番2号                        | 50,000<br>(H30.5)  | マザー工場化への取組による工場の立地に対して補助する。<br>四日市工場<br>業種:繊維工業       | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                           | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-----------|---|-------------------|--|--|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |           |   |                   |  |  |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 27 | 成長産業立地補助金 | 明成化学工業株式会社<br>京都府京都市右京区西京極中沢町1          | 52,956<br>(H30.5) | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>津工場<br>業種:化学工業            | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 28 | 同上        | 株式会社エース<br>パック<br>大阪府大阪市天王<br>寺区玉造本町8-3 | 30,000<br>(H30.8) | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>三重工場<br>業種:プラスチック製品<br>製造業   | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 29 | 同上        | プレミアムキッチン<br>株式会社<br>兵庫県小野市匠台<br>19     | 50,000<br>(30.9)  | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>中部工場<br>業種:食料品製造業            | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 30 | 同上        | エイバックス株式<br>会社<br>愛知県名古屋市瑞<br>穂区内浜町26-3 | 19,500<br>(H30.8) | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>多度工場<br>業種:輸送用機械器具<br>製造業 | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-----------|-------------------------------|--------------------|--|--|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |           |                               |                    |  |  |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 31 | 成長産業立地補助金 | ニュートリー株式会社<br>四日市市富士町1-122    | 30,000<br>(H30.5)  | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>本社工場<br>業種:食料品製造業                | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 32 | 同上        | 株式会社丸協食産<br>長崎県佐世保市大塔町2002-10 | 30,000<br>(H31.3)  | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>鈴鹿工場<br>業種:食料品製造業                | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 33 | 同上        | 日東電工株式会社<br>大阪府茨木市下穂積1-1-2    | 50,000<br>(H30.12) | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>亀山事業所<br>業種:電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                            | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-----------|--|-------------------|--|--|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |           |  |                   |  |  |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 34 | 成長産業立地補助金 | 株式会社ムロコーポレーション<br>栃木県宇都宮市清原工業団地7番地1      | 50,000<br>(H30.5) | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>菰野工場<br>業種:輸送用機械器具製造業         | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 35 | 同上        | 株式会社加藤製作所 他7社<br>岐阜県各務原市各務東町五丁目82-20 他7社 | 66,118<br>(H31.3) | 成長産業(航空宇宙関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>三菱重工株式会社松阪工場<br>業種:輸送用機械器具製造業 | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 36 | 同上        | 中外医薬生産株式会社<br>伊賀市ゆめが丘7-5-5               | 38,202<br>(H31.3) | 成長産業(ライフインベーション関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>本社工場<br>業種:化学工業         | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                 | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-----------|-------------------------------|-------------------|--|--|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |           |                               |                   |  |  |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 37 | 成長産業立地補助金 | 井村屋株式会社<br>津市高茶屋七丁目1番1号       | 50,000<br>(H30.8) | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>本社工場<br>業種:食料品製造業              | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 38 | 同上        | NISSHA株式会社<br>京都府京都市中京区壬生花井町3 | 50,000<br>(H30.5) | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>津工場<br>業種:電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 39 | 同上        | ノザキ製菓株式会社<br>愛知県名古屋市西区城北町3-41 | 34,257<br>(H31.2) | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>三重工場<br>業種:食料品製造業              | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                            | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-----------|--|-------------------|--|--|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |           |  |                   |  |  |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 40 | 成長産業立地補助金 | ニプロファーマ株式会社<br>大阪府中央区道修町二丁目2番7号          | 50,000<br>(H31.1) | 成長産業(ライフイン<br>ベーション関連分野)に<br>関する施設等の立地<br>に対して補助する。<br>伊勢工場<br>業種:化学工業     | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投<br>資に対して補助すること<br>により、雇用の確保及<br>び地域産業の高度化を<br>実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条<br>例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地<br>域より不利であることか<br>ら優遇措置を設けて企<br>業誘致を実現する必要<br>がある。また、立地によ<br>り地域内雇用の増加及<br>び県内経済の活性化が<br>図られるため、公益性を<br>有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 41 | 同上        | ティエムティ株式会<br>社<br>四日市市山田町<br>800         | 50,000<br>(H31.3) | 成長産業(食関連分野)<br>に関する施設等の立地<br>に対して補助する。<br>本社工場<br>業種:食料品製造業                | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 42 | 同上        | 三菱重工業株式会<br>社<br>東京都港区港南2-<br>16-5       | 50,000<br>(H31.3) | 成長産業(航空宇宙関<br>連分野)に関する施設<br>等の立地に対して補助<br>する。<br>松阪工場<br>業種:輸送用機械器具<br>製造業 | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 43 | 同上        | 株式会社浜乙女<br>愛知県名古屋市中<br>村区名駅四丁目16<br>番26号 | 50,000<br>(H30.4) | 成長産業(食関連分野)<br>に関する施設等の立地<br>に対して補助する。<br>三重工場<br>業種:食料品製造業                | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称   | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-----------|------------------------------------|-------------------|--|--|---|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |           |                                    |                   |  |  |   |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 44 | 成長産業立地補助金 | 健栄製薬株式会社<br>大阪府大阪市中央区伏見町2丁目5番8号    | 67,000<br>(H30.4) | 成長産業(ライフィノベーション関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>松阪工場<br>業種:化学工業         | (目的・理由)<br>成長産業分野の設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |
| 45 | 同上        | ダイジェット工業株式会社<br>大阪府大阪市平野区加美東2-1-18 | 30,000<br>(H30.4) | 成長産業(高度部材関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>三重合金第二工場<br>業種:生産用機械器具<br>製造業 | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |
| 46 | 同上        | コーキン化学株式会社<br>大阪府東大阪市中石切町3丁目7番49号  | 30,000<br>(H30.5) | 成長産業(食関連分野)に関する施設等の立地に対して補助する。<br>三重工場<br>業種:飲料・たばこ・飼<br>料製造業      | 同上   | 同上  | 同上          | 同上   | 同上       | 同上        | 同上               |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称      | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|--------------|------------------------------------|-------------------|--|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |              |                                    |                   |  |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 47 | 研究開発施設等立地補助金 | 株式会社相合家具製作所<br>大阪府大阪市平野区加美北3-17-37 | 32,000<br>(H31.2) | 研究開発施設や試験認証機関の立地に対して補助する。<br>伊賀デザインセンター<br>業種:家具・装備品製造業    | (目的・理由)<br>研究開発施設や試験認証機関における設備投資等に対して補助することにより地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 48 | 同上           | 住友電装株式会社<br>四日市市浜田町5番28号           | 10,000<br>(H31.3) | 研究開発施設や試験認証機関の立地に対して補助する。<br>車両動的特性研究開発施設<br>業種:輸送用機械器具製造業 | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 49 | 同上           | JSR株式会社<br>東京都港区東新橋1-9-2           | 50,000<br>(H30.4) | 研究開発施設や試験認証機関の立地に対して補助する。<br>四日市工場<br>業種:化学工業              | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所                                     | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名   | 支出科目 |      |       |              |
|----|-----------------|---|-------------------|---|---|---|---------|------|------|-------|--------------|
|    |                 |   |                   |   |   |   |         | 款    | 項    | 目     | 事業名          |
| 50 | 研究開発施設等立地補助金    | 株式会社豊田自動織機<br>愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地                     | 30,000<br>(H30.9) | 研究開発施設や試験認証機関の立地に対して補助する。<br>亀山試験場<br>業種:輸送用機械器具製造業 | (目的・理由)<br>研究開発施設や試験認証機関における設備投資等に対して補助することにより地域産業の高度化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例 | 市場の不完全<br>企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致推進課 | 商工費  | 商工業費 | 工業開発費 | 企業誘致・投資促進事業費 |
| 51 | 外資系企業アジア拠点立地補助金 | ゲスタンプ・ホットスタンピング・ジャパン株式会社<br>東京都港区六本木六丁目10番1号      | 50,000<br>(H30.4) | 外資系企業による立地に対して補助する。<br>松阪工場<br>業種:輸送用機械器具製造業        | (目的・理由)<br>外資系企業による設備投資に対して補助することにより、雇用の確保及び地域経済の活性化を実現する。<br>(根拠)<br>三重県企業立地促進条例   | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |
| 52 | 同上              | ボルグワーナー・モールステックシステムズ・ジャパン株式会社<br>名張市八幡字口入野1300番50 | 50,000<br>(H30.6) | 外資系企業による立地に対して補助する。<br>名張工場、青山工場<br>業種:輸送用機械器具製造業   | 同上  | 同上  | 同上      | 同上   | 同上   | 同上    | 同上           |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称           | 補助事業者等の氏名及び住所 | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名       | 支出科目 |          |           |                  |
|----|-------------------|---------------|-----------------|---|--|--|-------------|------|----------|-----------|------------------|
|    |                   |               |                 |   |  |  |             | 款    | 項        | 目         | 事業名              |
| 53 | 中小企業高付加価値化投資促進補助金 | 未定            | 100,000<br>(未定) | 中小企業者のものづくり基盤技術の高度化などを目的として行う設備投資や、地域への経済波及効果の高い集客交流関連産業などにおける投資に対して補助する。 | (目的・理由)<br>中小企業者が付加価値の高い商品やサービスを創出するため、県内で設備投資を行う際の費用を支援することにより、県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図る。<br>(根拠)<br>雇用経済部関係補助金等交付要綱 | 市場の不完全<br>本県は企業の付加価値率が全国的に低位にあることから、優遇措置を設けてグローバル競争に打ち勝つ高い付加価値を創出できる県内企業を育成する必要がある。また、サービス産業の分野では、付加価値の高い新たなサービスを創出し集客力の向上を図る必要がある。高い付加価値を生み出し新たな投資を促進することにより、県内経済の活性化が図られるため、公益性を有する。 | 企業誘致<br>推進課 | 商工費  | 商工業<br>費 | 工業開<br>発費 | 企業誘致・投<br>資促進事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称        | 補助事業者等の氏名及び住所                      | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目 |       |         |              |
|----|----------------|------------------------------------|--------------------|---|---|---|-------|------|-------|---------|--------------|
|    |                |                                    |                    |   |   |   |       | 款    | 項     | 目       | 事業名          |
| 1  | 連続立体交差事業負担金    | 近畿日本鉄道株式会社<br>大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55 | 600,024<br>(H30.4) | 近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等に要する経費の一部を負担する。  | (目的・理由)<br>連続立体交差事業による鉄道施設高架化で複数の踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る。<br>(根拠)<br>「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書 | ①公共財<br>健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に係る経費の負担であることから公益性を有している。 | 都市政策課 | 土木費  | 都市計画費 | 街路事業費   | 街路整備交付金事業費   |
| 2  | 土地区画整理事業補助金    | 鈴鹿市白江土地区画整理組合<br>鈴鹿市南江島町19-26      | 29,686<br>(H30.4)  | 都市計画事業として土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業に要する経費を補助する。   | (目的・理由)<br>秩序ある都市づくりのために、都市基盤整備を促進し、健全かつ機能的な市街地形成を図る。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱  | ①公共財<br>都市基盤の整備が不十分な地区における健全な市街地整備に寄与しており、公益性を有している。          | 同上    | 同上   | 同上    | 土地区画整理費 | 土地区画整理交付金事業費 |
| 3  | 同和地区公共下水道事業補助金 | 津市<br>津市殿村5                        | 17,400<br>(H30.9)  | 対象区域において、平成9年度から13年度までの5年間に実施した公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で、国の財政上の特別措置が講じられない管渠の建設に要する経費について、地方債の元利償還額の一部を補助する。<br>(平成13年度までの制度で、新規採択終了) | (目的・理由)<br>同和地区における公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱                     | ①公共財<br>公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。           | 下水道課  | 同上   | 同上    | 下水道事業費  | 下水道事業諸費      |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称              | 補助事業者等の氏名及び住所      | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                                      | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |       |       |          |
|----|----------------------|--------------------|-------------------|---|---|--|-------|------|-------|-------|----------|
|    |                      |                    |                   |   |   |  |       | 款    | 項     | 目     | 事業名      |
| 4  | 大規模建築物耐震改修事業費補助金     | 鳥羽市<br>鳥羽市鳥羽3丁目1-1 | 14,538<br>(H30.4) | 大規模建築物の耐震改修工事に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>大規模建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱   | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>災害時に避難所として活用される大規模建築物等は、倒壊した場合、地域全体の避難・救助活動の低下が懸念されるほか、不特定多数の利用者に甚大な被害を及ぼす恐れがある。<br>このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。  | 建築開発課 | 土木費  | 土木管理費 | 建築指導費 | 建築基準法施行費 |
| 5  | 避難路沿道建築物耐震対策支援事業費補助金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5 | 13,121<br>(H30.4) | 避難路沿道建築物の耐震対策に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>避難路沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>緊急輸送道路沿道の建築物が倒壊した場合、当該道路の通行を妨げ、避難物資の流通、救助活動の低下や多数の者の円滑な避難を困難にするなど、甚大な被害を及ぼす恐れがある。<br>このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 同上    | 同上   | 同上    | 同上    | 同上       |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所      | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |       |            |
|----|-----------------|--------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-----|-------|------------|
|    |                 |                    |                   |  |   |  |       | 款    | 項   | 目     | 事業名        |
| 6  | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 津市<br>津市西丸の内23-1   | 22,000<br>(H30.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 住宅政策課 | 土木費  | 住宅費 | 住宅管理費 | 住まい安心支援事業費 |
| 7  | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 四日市市<br>四日市市諏訪町1-5 | 17,000<br>(H30.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 同上    | 同上   | 同上  | 同上    | 同上         |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称         | 補助事業者等の氏名及び住所            | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容                                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名 | 支出科目 |     |       |            |
|----|-----------------|--------------------------|-------------------|--|---|--|-------|------|-----|-------|------------|
|    |                 |                          |                   |  |   |  |       | 款    | 項   | 目     | 事業名        |
| 8  | 木造住宅耐震補強等事業費補助金 | 鈴鹿市<br>鈴鹿市神戸1丁目<br>18-18 | 13,000<br>(H30.4) | 木造住宅の耐震補強工事等に要する費用に補助を行う市町に対し、国と県で支援を行う。 | (目的・理由)<br>住宅の地震に対する安全性の向上を図り、県民の生命、財産を保護する。<br>(根拠)<br>県土整備部関係補助金等交付要綱 | ⑤ナショナル(シビル)ミニマム<br>現行の耐震基準を満たしていない木造住宅は地震による倒壊の危険性が高く、大規模災害時に甚大な被害を及ぼす恐れがあるとともに、倒壊による道路閉塞等により緊急車両等の通行・活動に支障をきたすなど、地域全体の被害が拡大する恐れがある。このため、県民の生命、財産を保護するとともに、被害拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。 | 住宅政策課 | 土木費  | 住宅費 | 住宅管理費 | 住まい安心支援事業費 |

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称                | 補助事業者等の氏名及び住所                                | 交付予定額<br>(予定時期)    | 事業内容                                     | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名     | 支出科目 |       |       |                         |
|----|------------------------|--|--------------------|--|---|---|-----------|------|-------|-------|-------------------------|
|    |                        |  |                    |  |   |   |           | 款    | 項     | 目     | 事業名                     |
| 1  | 全国・ブロック高等学校等体育大会派遣費補助金 | 三重県高等学校体育連盟<br>鈴鹿市稲生町<br>8232-1              | 48,564<br>(H30.4)  | 高等学校等の全国及びブロック体育大会へ生徒を派遣するために要する経費を補助する。 | (目的・理由)<br>高等学校等の生徒を県外の体育大会へ派遣することにより、スポーツ水準の向上と運動部活動の活性化を図る。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱                                   | 高等学校等の生徒を県外の体育大会へ派遣する経費を補助することにより、県内スポーツ水準の向上を図るものであり、公益性を有する。                                    | 保健体育課     | 教育費  | 保健体育費 | 体育振興費 | 運動部活動支援事業費              |
| 2  | 平成30年度全国高等学校総合体育大会負担金  | 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会<br>津市栄町1丁目<br>891 | 591,085<br>(H30.4) | 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に要する経費を負担する。        | (目的・理由)<br>高校生が、広くスポーツに係わる機会を享受するとともに、運動部活動が充実することで、本県選手が活躍し、県民に夢や感動を与える。あわせて、全国に向けて本県の情報を発信する。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 高校生の活躍は、高等学校の運動部活動の活性化に繋がるだけでなく、小中学生にも大きな刺激と目標を与えるとともに、スポーツを通じて県民の一体感や活力の醸成に繋がるものであることから、公益性を有する。 | 全国高校総体推進課 | 教育費  | 保健体育費 | 体育振興費 | 平成30年度全国高等学校総合体育大会開催事業費 |



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:教育委員会) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称    | 補助事業者等の氏名及び住所          | 交付予定額<br>(予定時期)   | 事業内容   | 交付の目的、根拠及び理由  | 公益性の判断及び理由   | 課(室)名       | 支出科目 |       |        |        |
|----|------------|------------------------|-------------------|--|---|--|-------------|------|-------|--------|--------|
|    |            |                        |                   |  |   |  |             | 款    | 項     | 目      | 事業名    |
| 3  | 文化財保護事業補助金 | 公益財団法人諸戸財団<br>桑名市太一丸18 | 24,867<br>(H31.3) | 文化財の所有者、管理団体、保護関係団体及び市町が実施する文化財の保存事業及び保存施設整備に要する経費の一部を負担する。<br><br>(理由)<br>事業者の負担を軽減することで、保存事業を行いやすくし、文化財等が適切に保存され、県民共有の財産として活用されることにつながる。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | (目的)<br>指定文化財等の保存事業に対して財政的支援を行い、その適切な保存等を図る。<br><br>(理由)<br>事業者の負担を軽減することで、保存事業を行いやすくし、文化財等が適切に保存され、県民共有の財産として活用されることにつながる。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 文化財は、わが国の歴史、文化等を正しく理解し、将来の文化の向上発展に資する重要なものであり、その保存事業を支援することは公益性を有する。 | 社会教育・文化財保護課 | 教育費  | 社会教育費 | 文化財保護費 | 文化財管理費 |
| 4  | 文化財保護事業補助金 | 宗教法人 春日神社<br>伊賀市川東613  | 21,389<br>(H31.3) | 文化財の所有者、管理団体、保護関係団体及び市町が実施する文化財の保存事業及び保存施設整備に要する経費の一部を負担する。<br><br>(理由)<br>事業者の負担を軽減することで、保存事業を行いやすくし、文化財等が適切に保存され、県民共有の財産として活用されることにつながる。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | (目的)<br>指定文化財等の保存事業に対して財政的支援を行い、その適切な保存等を図る。<br><br>(理由)<br>事業者の負担を軽減することで、保存事業を行いやすくし、文化財等が適切に保存され、県民共有の財産として活用されることにつながる。<br><br>(根拠)<br>教育関係事業補助金等交付要綱 | 文化財は、わが国の歴史、文化等を正しく理解し、将来の文化の向上発展に資する重要なものであり、その保存事業を支援することは公益性を有する。 | 社会教育・文化財保護課 | 教育費  | 社会教育費 | 文化財保護費 | 文化財管理費 |

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

| 番号 | 補助金等の名称  | 補助事業者等の氏名及び住所                       | 交付予定額<br>(予定時期) | 事業内容  | 交付の目的、根拠及び理由   | 公益性の判断及び理由  | 課(室)名 | 支出科目   |      |         |     |
|----|----------|-------------------------------------|-----------------|---|--|---|-------|--------|------|---------|-----|
|    |          |                                     |                 |   |  |   |       | 款      | 項    | 目       | 事業名 |
| 1  | 政策的医療交付金 | 公益社団法人地域医療振興協会<br>東京都千代田区平河町二丁目6番3号 | 512,141<br>(未定) | 三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。 | (目的・理由)<br>地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。<br>(根拠)<br>三重県立志摩病院の管理に関する基本協定 | ナショナル(シビル)ミニマム<br>志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するためのものであり、公益性がある。 | 県立病院課 | 病院事業費用 | 医業費用 | 経費(交付金) |     |